

資 料

フランス刑法典第3部改正法案に関する元老院 法務委員会第1報告書（1991年10月23日）

——財産に対する重罪および軽罪の処罰に関する刑法典の規定
の改正をもたらす法案に関する元老院法務委員会の名において
なされた報告書——いわゆるリュドロフ第1報告書*

新 倉 修
上 野 芳 久 訳
岡 上 雅 美

序 文

1 書き直されるべき法案

2 本委員会の提案

条文の検討

第1章 盗取

第2章 強要

第3章 詐欺およびその周辺の犯罪

第4章 横領

第5章 贓物隠匿およびその周辺の
犯罪

第6章 乱暴行為ならびにその他の
損壊、毀損および破壊

第7章 情報処理に関する犯罪

第8章 凶徒結集への参加

* 新フランス刑法典（法律5部とデクレ6部）は1994年3月1日に施行された。以下に
訳出するのは、1986年に元老院理事部に提出された政府提出法案（総則、人に対する重
罪および軽罪、財産に対する重罪および軽罪の3部）が、1989年に3法案に分割され、
第1部の総則から順次、本格的な審議が開始された刑法典全面改正作業の一環として、
各則のうちの財産犯（第3部）に関する改正法案についての元老院法務委員会第1報告
書である。報告者の名前にちなみ、「リュドロフ第1報告書」と略称される。法案は元老
院第1読会で大幅に修正され、国民議会第1読会に移されたがここでも修正が施され、
憲法の法律制定手続（「法案の往復(navette)」）に従い、両院それぞれの第2読会を経て、
最終的には両院同数合同委員会で両院の調整案を得て、1992年12月16日の法律第1336号
として成立した。

議員諸君

第3部の内容にふれる前に、刑法典改正全体の審議手続きがどのようなものであるべきかについてふれる必要があろう。

手続き

1986年2月に元老院理事部に提出された法案は、政府が希望した新刑法典の冒頭の3つの部を含むものであった。

—刑法典総則にあてられた第1部

—一人に対する重罪および軽罪に関する第2部

—財産に対する重罪および軽罪に関する第3部

1989年2月15日付の訂正を求める書簡によって、首相はこの法文の提出方法を変更して、これを各部に対応する3つの法案に分割した。

この3つの部は、新刑法典となるはずのもののすべてではない。というのも、この法典は、国民、国家および公共の平和に対する重罪および軽罪に関する第4部（1991年6月5日に提出された）ならびに特別刑法を再編し多くの付随的な処置（現行法典の廃止およびとりわけ刑事手続法典におけるたくさんの適応措置）を規定するはずの1または複数の部を含むことになっている。しかし、これはまだいささかも進んでいないと思われる。

政府および国会は、1989年にこの刑法典改正全体の審議について格別の手続きをとることについて合意していた。各部は、それぞれ別々の法案の形で提出され、両院同数合同委員会（以下、合同委員会と称す）の開催に至るまで（合意が形成されない場合）、国会によって順に審議の対象となるが、このような合同委員会の結論は、両院の承認を求められることはなかった。すべての合同委員会の結論が審議に付されるのは、最終の合同委員会が終了してからである。したがって、新刑法典は、一体として公布され施行されることができよう。このような手続きは、場合によっては最終的に、しのこしたところを補い、調整することができるようにするためには、必要である。また、新法典の一部と旧法典の一部との共存（各部が別々の日付で公布されるなら、そうなる）がありえないという限りで、このような手続きは不可欠である。

1989年春の会期で元老院がまず第1部の審議を始めて、1991年2月2日に開かれた合同委員会の会合まで続けられたのは、このような考え方に立っているからである。もっとも合同委員会は合意に達したのであるが、成案は国民会議でも元老院でも審議の対象とならなかった。そこで、国民議会は、1991年春の

会期で、第2部の第1読会を行うことができた。その当時、国民議会はまた、第1読会で第2部を審議し、元老院は、今会期の初めに第2読会を行った。したがって目下、第2部は国民議会の第2読会にかかっている。

しかし、政府は、国民議会在が第2部の第2読会を終えて、合同委員会が開かれるまで待たずに、第3部の法案を元老院の議題に登録することを決定した。ここで重要なのは、刑法典改正法案の審議手続きが政府と両院との合意から生まれたにもかかわらず、これを明らかに一方的に問題視することである。司法大臣は、第1部の審議が開始されたときに、1989年5月9日に、国会で「国会は、もちろんその賛成を得てであるが、現行刑法典に相当する各部を順に審議する」と公言したのではなかったか。

本委員会は、第3部を元老院の優先議題に登録することに反対することはできない。したがって、第2部に関して合同委員会が開かれるまでは、第3部の審議に着手することを受け入れるほかはない。とはいえ、第3部の審議が合同委員会にかけられるのを待つことなく、合同委員会を招集できるために、政府が第2部の第2読会を国民議会の議題に登録することを強く希望している。

第3部

ここに付託された法案は、将来の刑法典の第3部を構成するものであり、財産に対する重罪および軽罪に関する規定を含むものである。

確かに財産に対する犯罪の多くは特別刑法に属し、第3部では財産に対するすべての犯罪を扱うものではないけれど、すべての人に関係しうること、特定の活動分野に限定されるものではないことなどから、なにがしかの一般的な性格をもった財産に対する犯罪のすべてを第3部は再編成するものである。

いくつかの新機軸や簡素化があつて、その数は少ないが一般に歓迎されているけれど、本法案は本委員会にとって、現行法の考え方に近いものであると思われる。とはいえ、それは不完全である。なぜなら、それは古くなったものであったり、穴が空いていたり、時には第2部との整合性を欠くものがあるからである。

本委員会は、本法案を現代化し、その欠落した部分を補うことを提案する。本委員会の作業は、第1部や第2部との欠くことのできない一貫性を維持しようとするものであった。最後に、本委員会は、フランス社会の現状において必要と思われる適応規定をいくつか提案することとする。

1 書き直されるべき法案

本委員会は、後に指摘し提案するように、本法案の規定が不完全であるがゆえに、ほとんど全面的に書き直す仕事に没頭しなけりばならなかつた。第3部が現行法を一変するからではなく（新機軸はほとんどなく、本委員会が遠慮しなけりばならないことはない）、あるものは起草された時期のせいで、またあるものは狭く規定されていたがゆえに、大幅な欠陥があり、さらに第2部とは必ずしも一貫していないがゆえに。

A 現行法に対して目新しい点はほとんどない

1 現行法をひっくり返す法案ではない

刑法典法案第2部が人権に着想を得て、個人の保護というよりも人とその権利の保護に執着し、さらに抽象的なものになることでフランスの刑法の構想からも離れてしまったのに対して、第3部は、これと似たような学説上の発展に煩わされることがない。

刑法典の改正案を起草した人たちが、特に未成年者に対して行われる暴力や性的な犯罪の処罰を著しく緩和することが良いことだと考えたのに対して、財産に対する重罪および軽罪について、第3部で起草者たちが定めた制裁は、いくつかの例外的なものを除いて、現行法の水準にとどまっている。このような原則に対する例外は、さらに、単純窃盗の場合のような緩和化の方向にあるわけでは、必ずしもない。強要の場合のように、とくには重罰化を図ったものもある。したがって、フランス社会の現状は、法案の起草者が軽い処罰規定を設けることを正当化するものではなかつたように思われる。この点は本委員会の諸氏も同感している。

現行法上に近いものという考え方があつても、新機軸や簡素化がいくつかあることを排除するものではない。

2 若干の新機軸と簡素化

a) 新機軸

このような新機軸はかなり少ないが、基本的には承認されるべきものと思われる。

ここで上げることができるのは次のものである。

一親族の免責についての新しい規定が、一部では削除され、他方、基本的に

は維持された免責規定はもはや絶対的なものでなく、被害者の告訴がある場合に限りて刑事訴追が可能となるなど、狭められたこと

—窃盗について新しい加重事情(徹底的損壊行為(vandalisme)を伴う窃取、公権力の職員による窃取、弱者を犠牲にする窃取、大量旅客輸送機関の中で行われた窃取)を考慮したこと

—強要および恐喝について、成立しうる補充的な対象(秘密の暴露)を規定したこと

—現行法では「単純」恐喝しか予定していない恐喝について、加重事情を設けたこと

—詐欺について、人をだます手段の中に、本当の資格を冒用する場合を付け加えたこと

—未成年者の弱みにつけ込む犯罪について新しい定義規定をもうけ、さらにその適用範囲を弱者にも拡大したこと

—古くからある損壊や毀損のほかに、徹底的損壊行為の犯罪を刑法に導入したこと

b) 簡素化

本法案は、時には現行法の歓迎すべき簡素化をいくらか行なった。これは基本的には、盗取の加重事情にあたる場合である。新しい事情がもうけられたが、政府案は、「安全と自由」法が手をつけた簡素化と明確化を追求するものである。すなわち、本法案は、複数の事情が重なる場合に生じる加重規定をすべてなくした。実際、さまざまな事情が結合することによる現行法上の規定は、無用に錯綜したものであり、読みやすくない。

第3部の構想そのものは、したがって、現行刑法典にきわめて近いものであり、本法案は節度のある改正だけを提案している。ところが、この法案には数多くの欠陥と首尾一貫性に欠ける点がある。

B 欠陥と一貫性の欠如

1 欠陥

欠陥の一部は本法案がすでに時代遅れになっているという事実から生じるにすぎないが、その他のものは、まったく正当化できないと思われる。

a) 最近の法律改正を考慮していないこと

本法案は1986年に提出され、当初の法案を3つの法案に分割した1989年の訂正書簡の機会にもその後においても、現代化の対象にはいっさいならなかった。

したがって、1986年以降のいくつかの法律によって刑法にもたらされた修正、とりわけ次のような修正を考慮しなかった。

—1987年12月31日の法律第1157号によって導入された支払不能状態の不正作出における忠実な修正

—1987年11月30日の法律第962号による贓物隠匿の処罰における大幅な修正および同一の法律による周辺の又は類似の犯罪規定の新設

—1988年1月5日の法律第19号による情報処理における一定の犯罪の定義

b) その他の欠陥

本法案が作成された日付を云々しても、必ずしも答にならない法文の欠陥がある。その一部は本委員会には根拠がないものと思われる。たとえば、

—損壊および毀損の加重事情の消滅

—財産に対する侵害を内容とする脅迫を罰する規定の欠如

—財産に対する危害があるという錯誤に陥れる目的での虚偽情報に対する制裁の削除

2 一貫性の欠如

第3部には、本刑法典法案の第1部および第2部と首尾一貫しない点がある。もちろん、このような一貫しないたくさんの点を本法案の起草者のせいにするにはできないし、このようなことは第1部および第2部に加えられた元老院および国民議会による修正（刑罰の上下関係、脆弱な状態などの修正のような一定の定義の修正）から生じたにすぎない。しかし、必ずしもそうとは言えないものもある。たとえば、本法案起草者が、人に対する暴行を伴う犯罪または人身にとって危険な犯罪について、被害者に対する結果に応じて刑罰の程度をもうけようとしたが、第2部で考えられた人の身体の完全性に対するさまざまな侵害のあらゆる場合は、ここに系統的に取り入れられたわけではない。

このようなさまざまな欠陥は、その原因がなんであれ、またしばしば技術的な調整や条文編成上の調整を行うにすぎなくても、このような調整はやはり欠くことができず、本法案の大幅な書き直しが必要であるように、本委員会には思われた。

2 本委員会の提案

本委員会が指摘した法文の欠陥は、審査の過程で追求した目的を当然にも生

み出すものである。すなわち、本法案を現代化し、欠陥を補填し、将来の刑法典全体と、一方で合同委員会が合意に達した第1部の諸原理との一貫性を維持し、他方で第2部について元老院が擁護した原則規定との一貫性を維持すること。

最後に、本委員会は、一定の犯罪の処罰を必要性に即ち適合せせることを可能にするための修正案をいくつか提案することにする。

A 本法案の現代化

1986年以来いくつも法律改正があったのに、本法案がこれを考慮しなかったが、これを法文に一体化しなければならない。

本委員会は、したがって、とりわけ1987年の新立法に応じて贓物隠匿に関する第5章を修正することを要請する。これには、たとえば次のものが含まれる。

一 刑罰を引き上げること

一 さらに罰金刑は、定められた最高額を超えて、贓物の価額の半分までとすることができるように規定すること

一 同居する未成年者に対して権限を有する者であって、財産に対する重罪または軽罪を常習的に行う者が、その生計に対応する資産を正当に説明することができない行為を、贓物隠匿に準じて扱うこと

一 中古の動産の売買または交換を行う者による記録の作成に関する犯罪を完全なものにすること

B 脱漏の修復

本委員会は、第3部の法案の作成日付によって正当に説明できない脱漏があることを先に指摘した。

大部分について、本委員会はこれを補填することを提案することとする。

たとえば、第2部は人身に対する侵害をもたらす旨の脅迫の制裁しか考えていないので、第3部の中に、財産に対する侵害をもたらす旨の脅迫の処罰を規定するように求めるが、その規定の仕方は現行法とは異なるものとする。この犯罪は、損壊、毀損または隠滅をもたらす旨の脅迫のみを規定するという限度で、いっそううまく規定されることになる。反対に、人身に対する侵害をもたらす旨の脅迫と同じく、この脅迫にある条件を満たす旨の命令を伴わない場合であっても、制裁を定めること。

C 刑法典改正の一貫性を維持すること

第3部と第1部、第2部との一貫性を維持するために、たくさんの修正案が元老院にかかる。

1 第1部との一貫性

第1部について開かれた合同委員会は、合意に達した。第1部の一般原理が適用される本部において、その一般原理から帰結されるところを引き出すことが重要である。

第1部の条文を言及する場合に必要な調整が多いことはさておいても、たとえば次の事柄を考慮する方がいいであろう。

—独立教唆犯の概念を削除すること

一元老院の提案に基づいて軽罪の拘禁刑の最高刑を、第1部の政府案に定める7年に代えて10年とすることに両院の合意があるので、刑罰の新しい序列をつくること

また、保安期間についてなされた合意を適用することも必要である。この点で、合同委員会が「現在、最低限でも、保安期間の言渡しの対象となっている犯罪と軽罪が、新刑法典の同種の規定の対象とされること、およびこのような犯罪と刑罰が各則においてケース・バイ・ケースで定められることとの2点について規定をもうけること」を決定したことを、本委員会は想起する。

この決定を基礎として、本委員会は次の通り提案する。

—現行法で定めるあらゆる場合について保安期間の適用を必要的とすること。すなわち、最も重い盗取（8日を超える労働不能状態または身体の一部喪失もしくは永続的な障害または死を引き起こした暴行を伴う盗取、武器を携帯して行った盗取、組織集団による盗取）および故意による人に対する危険を生じさせる最も重い損壊（身体の一部喪失もしくは永続的な障害または死を引き起こしたもの）。現行法との関係で除外されるのはただひとつしかない。すなわち、3つの事情が重なった場合における加重盗取は、このような考え方が本法案でも本委員会でも、簡素化を考慮して、取り入れられなかったので、除外される。

—補充的に重い場合における保安期間の適用を必要的と規定すること。ここでは加重犯罪とされているのは、現行法で扱われているものではなく（もちろん、現行では保安期間が定められていないものである）、政府案が考慮しているもの（本委員会の承認のもとに）または本委員会が新設したものである。すな

わち、拷問を伴う盗取、加重強要のさまざまな場合および故意による危険（労働不能、組織集団）な損壊を加重するいくつかの新しい規定がこれである。

2 第2部との一貫性

第2部との一貫性ということがまず意味しているのは、単に条文編成上の調整であって、その数は多い。

また、第2部では人身に対する侵害について定める加重事情および第3部で財産に対する侵害について定める加重事情の一覧表について、ある程度バランスのとれたものとする必要がある。単純に移し替えるということは必ずしも可能ではなく、また望ましいものでもない。たとえば、武器の使用または武器による脅迫は、人の完全性に対する侵害について加重事情となる。反対に、盗取または強要では、加重事情は、犯罪の行為者が武器を使用せずとも、また武器によって脅迫をしない場合であっても、単に武器を携帯していることを基礎としなければならない（盗取に関して現行法でもそうなっているように）。このような規定は、実際にも抑止的であり、盗取または強要の被害者がこうむる危険性をいっそう考慮するものである。

しかしながら、多く場合、本委員会は、第2部に定める加重事情ともっと緊密に一貫したものとすることを承認するよう求めるものである。すなわち、次のような場合である。

—元老院が採択した定義を取り入れること（たとえば、脆弱な状態にある人の場合あるいはさらに裁判官、陪審員、弁護士、証人、民事当事者などの被害者の地位に基づく事情に関連する場合）

—いくつかの加重事情、基本的には被害者が特に脆弱な状態にあることに基づく加重事情をもっと広く適用すること

—8日以下の労働不能状態、8日を超える労働不能状態、身体の一部喪失または永続的な障害、死など、被害者について犯罪から生じた侵害の性質に応じて、第2部でとられた段階づけを取り入れること。このような段階づけは、制裁にも反映するものであるが、暴行を伴いまたは人に対して危険な、財産に対する犯罪について、第3部では部分的にしか適用されていない。

同様に一貫性を保持すべきなのは、人も財産も対象としうる類似の犯罪についてである。

—脅迫。これについて、本委員会は、人に対する重罪または軽罪の脅迫について第2部で国民議会がとった立場を是認するよう求めるものである。

—凶徒の結集。第2部において、人に対する重罪のみならず人に対する一部

の軽罪（10年の拘禁刑で罰することができる）を準備する目的で結成された凶徒の結集を対象とすることが要請されている。本第3部では、同じように、10年の拘禁刑で罰することができる財産に対する軽罪を準備するためになされた共謀にも適用することによって、この考え方を広げることが要請されている。

最後に、相変わらず一貫性を配慮してであるが、本委員会は、第2部の審議の過程で元老院が認めた原則的立場を新たに主張することを提案するものである。

—情報処理に関する犯罪を特別刑法すなわち第5部に委ねること。つまり、第2部で本院が本委員会の提案に基づき、情報処理から生じる人の権利に対する侵害に関する第2編第6章第5節全体を削除したのとまったく同じように、[第3部第1編]第7章全体を削除することを意味する。本委員会は、このような規定全体を第5部に再編する方が有用である考えに固執するものである。

—一本法案は凶徒の結集についてのみ滞在禁止を考えているにすぎないが、滞在禁止をできるだけ広く適用すること

—最も重い犯罪について有罪とされた外国人に対して、無期または10年以下の期間について、フランス国内滞在禁止の言渡しを必要とすること（基本的には、保安期間の必要的適用が定められる犯罪について）

—最も重い盗取（8日を超える労働不能状態、身体の一部喪失もしくは永続的な障害または死を生じさせた暴行を伴う盗取、武器を携帯して行った盗取、組織集団による盗取、拷問を伴う盗取）

—強要の最も重い場合（脆弱な状態にある人に対する強要、労働不能状態、身体の一部喪失もしくは永続的な障害または死を生じさせる暴行を伴う強要、武器を携帯し行われた強要、組織集団による強要、拷問を伴う強要）

—常習贓物隠匿または職業活動の確保する器具・施設を用いて行われた贓物隠匿

—労働不能状態、身体の一部喪失もしくは永続的な障害または死を生じさせた故意による危険な損壊または組織集団による損壊

D 一定の犯罪の適合が必要

刑罰法規を新しい必要性に適合させるために、本委員会は、いくつかの犯罪を著しく修正し適用範囲を拡大し、新しい軽罪をもうけることが必要であると考えた。

1 一定の犯罪の定義を拡大すること

このような拡大を提案するのは、たとえばいくつかの点において、盗取または強要に関するものである。

まず、判例は、盗取が暴行によって加重されるかどうかを立証するために、暴行を伴って盗取が実行されたときに重い刑を規定する現行の規定を、制限的に解釈してきたように思われる。とりわけ、判例は、暴行が盗取の実行を可能にすることを直接の目的とした場合に限って、盗取と暴行との関係を見ているにすぎない。また本委員会は、盗取行為の前後またはこれに伴って暴行が行われた場合に盗取を加重する規定を定め、暴行が盗取行為に参加した者の逃亡を助けまたは不処罰を確保することを目的としていたときに加重刑が適用されることを明確にすることを求めるものである。このような規定は、強要についても提案される。

さらに、本委員会は、大量旅客輸送機関の中で行われたことを基礎とする盗取の加重事情を再びもうけることを認めるものである。つまりここで重要なのは、しばしば行われ、住民の不安感をつくりだすのに大いに寄与している軽罪であるということである。しかしながら、本委員会は、駅、プラットホーム、地下鉄の回廊などの大量旅客輸送手段に接続する場所において犯罪が行われる場合にも、加重した刑罰が適用されるべきであると考えている。

最後に、本法案は、現行法と同じく、累犯に関して、盗取、詐欺および背信を同一の犯罪とみなしているが、本委員会は、このみなし規定を拡大して、強要や恐喝も含めることを求めるものである。

2 新しい軽罪。安全義務に違反して発生させた火災による、故意によらない損壊。

現行刑法典は、本法案が取り入れているが、人に対する危険の有無に応じて軽重を違えて故意による損壊および毀損を罰している。放火による故意の損壊は、そのため、特に重く罰せられている。

しかし、一定の故意によらない火災(失火)も、それによって生じうる損害の大きさや人に対する危険性を考慮すると、軽罪として処罰する必要があるように思われる。そこで、本委員会は、法律または規則によって課されている安全義務または注意義務に違反して被害が起こった場合には、失火の行為者を拘禁刑および罰金で罰することを求めるものである。人の生命または身体の完全性に対する故意によらない侵害について第2部で定める規定から着想を得て規定の文言をもって、安全義務または注意義務を意図的に怠った場合に、制裁の加重を適用することになろう。

先に述べた指摘に応じて提案する修正案の採用を含みとして、本委員会は、
本法案の採択を求める。

(國學院大学教授・新倉修)

条 文 の 検 討

唯一条⁽¹⁾

第3部 財産に対する重罪・軽罪

第1章 盗取 (le vol)

本委員会は、本章の表題について、刑法典法案第2部までとの表現上の調整をするための修正案⁽²⁾を提案する。

第301-1条の前に追加される節

本委員会は、形式的な改善をするために、第3部の章の中にいくつかの節を置くことを提案する。

第1章に関しては、単純窃盗および様々な形の加重窃盗についての定義と刑罰を定める第1節、一般規定(親族の免責、未遂)をまとめる第2節、そして自然人に対する補充刑と、法人の刑事責任および法人に対して適用可能な刑罰を定める第3節を置く。

第301-1条の前に、この目的のために必要な第1修正案が、つまり「単純窃盗および加重窃盗」という表題の第1節を置く案が、提案される。

第301-1条〔盗取 (vol) の定義〕

盗取の伝統的定義が、本条によって、より良い文体 (rédaction) で採用される。

本罪の〔次のような〕構成要素は維持される。

- 盗取行為 (soustraction) の概念
- 不正の故意 (intention frauduleuse)

(1) 「財産に対する重罪および軽罪の処罰に関する刑法典の規定は、本法律に付属の第3部によって定められる。」との条文(本委員会も無修正で承認した)。刑法各則(第2部以下)はそれぞれ独立の法律で制定されるという立法方法が取られたため、このような条文が形式上必要になったのである。具体的には、この条文に言う付属文書が新刑法典の条文になるのであるから、以下の検討も付属文書についてなされるわけである。

(2) *Du vol* に修正する案。法案では *Le vol* とされていた。

—盗まれた物が他人に帰属すること

この最後の点こそ、盗取行為者に帰属しない物と規定する現行法の条文よりも、本法案の条文の方が優れていると思われる点である。

実際、持ち主のいない物を自分のものにするのは盗取ではない。したがって、より正確に指摘しておけば、盗取の客体は、他人に帰属するものでなければならず、盗取行為者に帰属しない物ではない。

本委員会は、修正なしに本条を採択することを求める。

第301-2条〔親族の免責 (Immunités familiales)〕

本委員会は、本章のいくつかの一般規定をまとめ直すことにしたのであるから、本条を削除する修正案を提案する。同じ内容は、第301-11条の後に追加される条文の中に、定められる。

第301-3条〔単純窃盗 (Vol simple)〕

1981年2月2日の法律第82号である「安全と自由」法は、単純窃盗の場合に適用する刑罰を軽くした。実際には、その時は、1年以上5年以下の拘禁刑および3,600フラン以上60,000フラン以下の罰金という刑から、3カ月以上3年以下の拘禁刑および1,000フラン以上20,000フラン以下の罰金刑またはその両刑罰の1つのみという刑に改正されたのであった。

本条はさらに自由剥奪刑を軽減してわずか2年とした。他方、罰金刑は、法案起草者の採用する論理に従い、200,000フランと定められる。

本委員会は、拘禁刑の期間の軽減について何ら正当理由を見つけ出せなかったので、3年を維持するという修正案を提出する。したがって、罰金は300,000フランとされる。

また本修正案は、現行法におけると同様に、本条が「単純窃盗」を規定することを明白にする⁽³⁾。

最後に、現行の第381条と異なり、本条は盗取の未遂を罰しないが、それを再度規定するのは無意味である。なぜなら、本法案は本章に規定する軽罪の未遂を処罰するために1カ条を当てているからである(第301-14条)。

本委員会は、以上のように修正された本条の採択を提案する。

第301-4条、第301-4条の後に追加される条項、第301-5条ないし第301-9条〔加重窃盗〕

(3) 本法案では vol とされていたが、本委員会で vol simple と修正された。

I. 刑法典の現行第382条および第384条は、盗取の加重事例を定義し、刑を定める。

—1年以上5年以下の拘禁刑および5,000フラン以上200,000フラン以下の罰金となるのは、次のような盗取である。

- ・暴行を伴う場合
- ・家宅侵入やはしご〔使用〕による場合、合鍵・盗まれた鍵の使用、策を弄した住居または現金・有価証券・商品・物資の保存場所への侵入、による場合

—7年以下の拘禁刑となるのは、次の事情が加わったときである。

- ・盗取が夜間行われた場合
- ・または2人もしくは複数人による場合

—5年以上15年以下の有期徒刑となるのは、盗取が次の4つの事由のうち3つに該当するときである。

- ・住居または現金・有価証券・商品・物資の保管場所への侵入
- ・2人または複数人による盗取
- ・夜間行われた盗取
- ・暴行を伴う盗取

—10年以上20年以下の有期徒刑となるのは、次のようなときである。

- ・暴行による加重盗取で、死亡・永続的な障害・合計8日以上労働不能状態を引き起こした場合
- ・組織集団による盗取の場合

—無期懲役となるのは、武器を携行した場合である。

「安全と自由」法の結果である本法は、それ以前の立法状態に比べればかなり簡素化されているが、大部分が加重事由の競合を認める制度に従っているために、依然としてかなり複雑である。

II. 本法案は、第301-4条および第301-9条において、確かに加重事由を増やしたが、しかし、複数の事由を一まとめにして規定することを避けたという点では、全体として、ずっと簡潔で読みやすくなったように思われる。

1. 第301-4条は刑罰加重の第1水準として5年の拘禁刑および500,000フランの罰金を規定している。この刑は次の7つの事由のうちの1つがあるときに適用される。

—複数の者が、正犯、煽動者(*instigateur*)、共犯として実行したとき。この事由は現行法にもあるが、そこでは他の事由と連結して機能するにすぎず、事例により最高7年の拘禁刑または最高15年の懲役刑に罰せられる。この事由の定義は同じであるが、次の[2]点が異なる。煽動者という概念が付加されたこと。しかしこれは本法案の第1部に関する議会の決定を考慮して廃止するべきである。[次に]1つの点が明確にされたこと、つまり本条では組織集団の事例に適用されないと定めていることで、それはむだなこと

ではない。

—事前にまたは行為中に、徹底的損壊行為 (vandalisme) ⁽⁴⁾ またはあらゆる故意ある破壊 (destruction)、破損 (dégradation)、毀損 (détérioration) を伴う窃盗。この新しい加重事由を創設することについては、徹底的損壊行為を伴う窃盗は、当然単純窃盗より被害者により重大な傷をおわせるのであるから、本委員会では正当と見なされた。しかし本委員会は、この加重事例を窃盗の後の徹底的損壊行為にも拡大するべきではないかと考える。伝統的な、破壊、破損、毀損に加えて、徹底的損壊行為なる語を刑法用語の中に取り入れることについては、本委員会は承認する。同時に、本委員会は、この第3部第6章を検討するときにより詳しくこの点を明確にするであろう。

—窃盗の行為者の資格 (qualité) による加重事由。その任務の遂行中である公権力 (autorité publique) もしくは公益事業 (service d'intérêt public) を行う者、または、公権力もしくは公益事業の資格を不当に得た者。この場合もまた、本委員会はこの新しい加重事由を取り入れることを承認する。しかし、本委員会は、同じ文言にするために、「公権力を保持する者または公務を担当する者」と規定して、第2部、第4部との整合性を考える必要があると考える。加えて、形式上は、この加重事由を2つに分割するべきである。資格の不当な取得は区別されるべきだと思うからである。

—事前にまたは行為中に暴行を伴い、疾病や、一時的といえども完全な労働不能状態を引き起こさない窃盗。つまり、現行の加重事由 (暴行を伴う窃盗) を再び採用したものであるが、しかし、これは、本条のように単独で存在する (1年以上5年以下の拘禁刑) ばかりか、他の加重事由と結合しても存在する (事例により、7年以下の拘禁刑か、15年以下の懲役刑)。本事由の定義には、いくらかの修正が必要に思われる。何よりも、窃盗の前または最中の暴行だけでなく、窃盗の後の暴行も考慮されるべきである。こうすることにより、加重窃盗は暴行が窃盗の前または最中にあった場合だけであるとする、あまりに厳格な判例に、終止符を打つことができるであろう。本委員会は、結局、この刑の加重は、窃盗の被害者がうける危険性によって正当化されると考える。ところで、この点に関し、暴行が、厳密な意味の窃盗の準備もしくは実行のために、または犯罪者の逃走を容易にするために行われることは、重要ではない。他方、第2部との調整により、疾病への言及は排除されるべきである。

—特に脆弱な人の状態によって容易になった窃盗。この新しい加重事由は、人身に対するさまざまな侵害について定める第2部の中に規定された事由に近づけるべきである。そこでは、特に脆弱な人に対して行われた場合、より重く罰せられるのである。本事由は、より厳密であると同時に範囲が広い。より厳密だというのは、窃盗が脆弱

(4) vandalisme の訳語については、163頁注 (1a) 参照。

な人に損害を与えただけでは足りず、それが、脆弱な状態によって容易になったことが必要だからである。より範囲が広いというのは、考慮された脆弱性が被害者のものである可能性は高いが、それだけでなく、窃盗が誰の脆弱性によって容易になってもいいからである。窃盗の被害者でなくてもいいのである。したがって本委員会は、本事由を拡大すべきであり、窃盗が人の脆弱性によって容易になった場合だけでなく、窃盗が脆弱な人に損害を与えた場合についても、加重規定が置かれるべきだと考える。さらに、脆弱性の定義についても、第2部との調整が課せられる。

一策略、施錠破壊、押し込みによって、住居または現金・有価証券・商品・物資の保管場所として用いられもしくはその用途にあてられた場所に侵入して行われた窃盗。これは、より明確かつより曖昧でない文体によって、現行法に規定された事由が再び採用されたということである(現行法では、5年の拘禁刑まで達しうる自由剝奪刑となる。他の事由と結合する場合は、事例により、7年の拘禁刑もしくは15年の懲役刑)。現行の定義との関係では、合鍵若しくは盗まれた鍵の使用が消えたが、そういう規定が全く無くなったわけではない。第1部の第132-71条は「合鍵、不正に入手した鍵の使用、または、こじ開けることも破損することなく施錠を解除するために不正に用いることができるあらゆる道具の使用」を侵入と同視している。その代わりに、本委員会は、純粋に文体面での改善を提案する。

一大量旅客輸送にあてられた車両(véhicule)における窃盗。この事由は、かつての加重事由で「安全と自由」法により削除された例、つまり輸送列車の車内(wagon)における窃盗という例に由来するものである。10年前に古めかしいとされた事由に類似する事由を再構築するのは意外に思われるかもしれない。しかし、本委員会としては、犯罪の変化からみて、この法案起草者の提案は正しいと考える。本委員会は、現在の犯罪抑止の要求に完全に対応するためには、大量旅客輸送手段への乗り降りのために設けられた場所(地下鉄の駅、通路、プラットフォーム、駅構内など)での窃盗についても、同様に刑罰の加重を拡大すべきだ、とさえ考える。この目的のために、1つの修正案が提出されるであろう。

最後に、法案起草者は未遂のために特に1カ条を設けているが(第301-14条)、本条については、前条と同様、未遂はもはや罰せられない。

以上の諸考察を総合し、本委員会は、新しい統合的な文体をもつものとして、修正案のような形の法文第301-4条を採択することを求める。

2. 現行法が窃盗の加重事由として区別しているのは、一方では、結果のない暴行であり、他方では、被害者に結果を引き起こした暴行、つまり死亡、永続的な障害、もしくは8日以上労働不能状態を引き起こした暴行だけであるが、本法案はより詳細な分類をしている。

—結果のない暴行(第301-4条。5年の拘禁刑および500,000フランの罰金。上述したところ参照)

—疾病, または期間がどれ位であっても労働不能状態を引き起こした暴行(第301-5条。7年の拘禁刑および700,000フランの罰金)

—身体の一部喪失または永続的な障害を生じさせた暴行(第301-6条。10年の懲役刑および1,000,000フランの罰金)

—死亡を生じさせた暴行または(結果は何であれ)拷問および野蛮な行為(第301-9条。無期懲役刑および1,000,000フランの罰金)

本委員会は、また、被害者に生じた暴行の結果によって、現行法以上にもっと加重事由を区別するべきだと考える。しかしながら、本法案が、その第2部で行われていたような暴行の結果による分類を全て採用したわけではないのは明らかに思われる。たとえば、8日を超える完全な労働不能状態を引き起こした暴行と、8日を超える完全な労働不能状態を引き起こさなかった暴行との間に区別がなされていない。

そのような理由により、本委員会は、以前に承認するように求めた第301-4条が、既に何の傷害も引き起こさない暴行を規定していることを考慮に入れたうえで、次のような規定を修正案として提案する。

—8日以下の完全な労働不能状態を引き起こした暴行の前後または最中の窃盗を、7年の拘禁刑および700,000フランの罰金で罰するために、第301-4条の後に追加条文を入れること。

—第301-5条には、8日を超える完全な労働不能状態を引き起こした暴行のために加重された窃盗に対する刑罰を置く。10年の拘禁刑および1,000,000フランの罰金である。加えて、現行法と同様に、必要な保安期間も、本法案の第1部に関する(このような犯罪の正犯が自由剥奪刑の最高期間を言い渡される場合についての)合同委員会で一致した合意にしたがって、適用される。

—第301-6条には、身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした暴行のために加重された窃盗に対する刑罰を置く。15年の懲役刑および1,000,000フランの罰金である。加えて、現行法と同様に、保安期間も必要的に適用される。

—第301-9条には、死亡を生じさせた暴行もしくは拷問および野蛮な行為の前後または最中の窃盗に対する刑罰を置く。本法案の刑罰と同じ刑罰、つまり無期懲役刑および1,000,000フランの罰金である。しかしながら、ここでもまた、現行法と同様に、本委員会は保安期間の必要的適用を定める。

3. 第301-7条は、凶器を使用したまたはそれによる脅迫を伴う窃盗を、20年の懲役および1,000,000フランの罰金で罰する。この規定は現行法より2つの点で軽減化されている。

一刑罰がより「甘く」なっている。なぜなら、現行の第384条は無期懲役を定めているからである。

一現行法では、持凶器であれば窃盗を加重するのに十分である。

窃盗行為者がその凶器を使用またはそれで脅迫したことは要求されていない。

本委員会は、刑の軽減は容認できるものと考えている。窃盗の加重事由の新しい分類から見て適当だと思われるからである。それに対して[持凶器については]、本委員会は、現行法のように単なる凶器の所持についても規定して、武器所持者によって行われる窃盗をより重く罰しうるようにすることが必要だと判断する。事実、被害者がこうむる危険を考慮する必要がある。凶器の所持は、その窃盗行為者が場合によってはその凶器を使用することを念頭に置いていることを意味する。最後に、この加重事由の場合、現行法の定義[凶器の所持]による方が確実な抑止効果を持つことになる。それ故本条についても修正案を提案する。加えて修正案は、現行法と同様に、保安期間の必要的適用を規定する。

4. 現行の第384条は、組織化された集団による窃盗を10年以上20年以下の懲役で罰している。第301-8条は、次の区別をしている。

一組織集団による窃盗：10年の懲役および1,000,000フランの罰金。

一組織集団による窃盗で、暴行が身体の一部喪失または永続的な障害をもたらした場合：20年の懲役および1,000,000フランの罰金。

一組織集団による窃盗で、凶器を使用またはそれによる脅迫の場合30年の懲役および1,000,000フランの罰金。

本条につき、本委員会は、いくつかの改正をする修正案を提示する。本委員会は、段階原則を承認するものである。しかし[次のように考える。]：

一なにより、組織集団による窃盗の重罪たる性格は維持すべきように思われる。特に、適用刑罰を過度に減輕しないことを維持するべきで、新しい刑罰の序列を考慮すれば、自由剝奪刑は懲役15年とするべきである。

一刑罰を加重するために、暴行によって被害者に結果（身体の一部喪失や永続的な障害）が生じることを求める必要はない。本委員会は、組織集団による窃盗でその前後または実行中に暴行を伴う場合は、たとえ結果が生じなくても、20年の懲役を適用すると規定すべきことを要求する。

一第301-7条で採られた立場の論理からすると、凶器の使用またはそれによる脅迫の概念は、凶器の所持の概念に置き換えることが求められる。

一最後に、現行法と同様に、保安期間の必要的適用が定められる。

結局、本委員会は、上記のように改正した第301-4条、第301-5条、第301-6条、

第301-7条、第301-8条、第301-9条、そして第301-4条の後に追加条文を挿入する修正案を、採択することを求める。

第301-10条〔暴力のために規定された刑罰の適用〕

本条の目的は次の2つである。

—暴力行為のために加重された刑は、たとえその暴行が参加者の1人によって行われた場合でも、窃盗に参加したすべての者（正犯、煽動者、共犯）に適用されることを明確にする。

—また、暴行が窃盗の正犯、煽動者、共犯の逃走を援助しまたは免責を確実にするために行われた場合に、加重された刑が適用されることを定める。

これら2つの規定のうち、第1のものは無益のように思われる。なぜなら、暴行によって加重される窃盗へ参加したすべての者は、その事由について定めた刑罰を適用できるとし、他方でそれが判例でもあるからである。そのような明確化は、不必要なことであるばかりか、有害性がないとも限らない。なぜなら、他の窃盗の加重事由について、そのようなことわりがない以上、同じことにはならないと考えさせるおそれがあるからである。ところが、それはもちろん同じになる。たとえば住居侵入を伴う窃盗の場合、その刑罰をすべての参加者に、直接に住居侵入行為に取りかからなかった者にさえも、適用できる。

他方、第2の規定は維持される。たしかに本委員会は、前の条文について、加重刑罰は、暴行が窃盗の前もしくは行為中の場合だけでなく、窃盗後にあった場合にも適用されることを明確にすることを求めた。判例による余りに厳格な解釈をさけるためであった。しかしながら、ここに導入される、参加者の逃走を援助しまたは免責を確実にするために行われた暴行という概念は、窃盗後の暴行という概念とは全く同じというわけではない。なぜなら、後者のような暴行は必ずしも窃盗の後に行われるわけではない。したがって、この概念には、とにかく逃走を援助しまたは免責を確実にするための暴行が直接窃盗に結びつくものであること、それ故加重された刑が適用されるべきであることを明確にするメリットがある。本委員会は、煽動者の語⁽⁵⁾を削除することを条件として、それを維持することを求める。

本委員会は、以上のように修正された本条を採択することを求める。

(5) 本法案では、「正犯 *auteur*, 煽動者 *instigateur*, 共犯 *complice* として盗取に参加した者に対しては、たとえ暴行がそのうちの1人へのみよる場合であっても」加重刑が科せられる、とされていた。もちろん、逃走を援助しまたは免責を確実にするための暴行についても、同様であった。

第301-11条〔エネルギーの不正使用〕

本条は、他人に損害を与えるエネルギーの不正使用を窃盗と同一視する。

この明確化の効用は何かと問うこともできる。事実、判例は、他人に損害を与えるエネルギーの不正使用（例えば、電気の消費者による無届接続や分流器設置）の場合には、窃盗が成立するとしている。たしかに裁判所は、配達された物については、ごまかし（*tromperie*）と呼び、実際に供給されたエネルギーの量をごまかそうとするいかなる操作をも窃盗とは呼ばない。しかし、本条によって採用された考え方が、この考え方を包含するものだとは思われない。

最後に、他人に損害を与える水の消費者による不正使用の事例は、エネルギーの「窃盗」に全くよく似ている。ところで、本法案は同様の窃盗と同一視するとは規定していない。

したがって、本委員会には、本条の効用は非常に限定されるように思われる。しかし、本条を修正なしで採択することを求める。

第301-11条の後に追加される節

本委員会は、第301-11条の後に、「一般規定」という表題で、親族の免責に関する条文および未遂に関する条文をまとめるために、追加第2節を置くことを提案する⁽⁶⁾。

第301-11条の後に追加される条項〔親族の免責（*Immunités familiales*）〕

第301-11条の前〔後の誤り？〕に置くことを求められた追加条文は、本法案の第301-2条の内容を再度取り上げたものである。

現行法（刑法第380条）では、窃盗に関する親族の免責は、その原理をローマ法から受け継いだもので、いかなる刑事訴追も行使しえないことを意味するが、いくつかの仮定の下に規定されている。

—夫婦間、または寡夫もしくは寡婦が死亡した配偶者に属する物に対して犯した盗取であること

—卑属に損害を与えた尊属による盗取、および尊属に損害を与えた卑属による盗取であること

—同一親等の姻族による場合で、婚姻期間中かつ夫婦が別居を許された期間以外に行

(6) 本法案では、第1章「盗取」の中に節（section）は存在しなかったが、本委員会により、第1節「単純窃盗および加重的窃盗」、第2節「一般規定」、第3節「自然人に対する補充刑および法人の責任」の3つが置かれることになった（本稿129頁、139頁）。後2者とも第301-11条と第301-12条の間に挿入されている。なお、後の新刑法典でもこの3節は維持された。

われた盗取であること

最後に、現行法はその他の者の地位について明確に規定しているが、それは贓物犯人についてであって(免責の恩恵を受けない)、その他に検討されそうな者つまり共同行為者および共犯者についての規定はない。後者について言えば、親族の免責の恩恵を受ける者によって犯された窃盗の場合、その共同行為者はもちろん刑事訴追されるが、共犯は正犯がいないので訴追されない。

法案起草者が提案した規定は、現行システムをかなり変更するものである。この改定は、親族の免責につきより厳格な考え方を示しているが、それは、構成員が過去ほど緊密な関係を持っていないという家族の変化を考慮に入れたからである。この変化は、既に外国でもまた明白になっている傾向と結びついており、たとえばアメリカでは親族の免責は廃止された。

提案されている改定は2種類ある。

—まず第1に、親族の免責の恩恵を受ける者の範囲を狭めたことである。生き残った配偶者についてはもはや言及されないが、本委員会も、また、夫婦関係が一方の死亡で終了した以上、免責を存続させる理由はほとんどないと考える。同様に、同一親等の姻族についても規定されていないが、この削除も、同じく本委員会は正当と考える。この範囲は余りに広すぎるからである。たとえば、夫の2番目の配偶者が前妻の子を夫から奪った場合に、その配偶者に対するすべての刑事訴追を禁止する理由が正当にあるのだろうか。他方、立法者は、尊属に損害を与える窃盗を犯した卑属のための免責を維持しているが、卑属に対して窃盗を行った尊属のための免責は消えた。おそらく事例としてはあまり頻度は高くないだろうが、本委員会はこの規定を外す理由はないと考える。

—次に、刑事訴追開始を被害者の告訴に従属させること。このような中間的解決は既にいくつかの外国法の中に実現されていた(たとえばドイツ刑法典)。これにつき、法案起草者は、配偶者が犯した別居していない他方の配偶者に損害を与える窃盗は、被害者の告訴がある場合にのみ訴追できる、とすることを提案する。同様に、卑属が犯した尊属に損害を与える窃盗に対する訴追は、尊属の告訴がある場合にのみ行うことができる。もっとも、この後者の場合、例外があり、父母に対して窃盗をはたらいた未成年者については免責は絶対的である。

他方、刑事訴追に関するその他の者の地位については何も述べられていない。なぜなら、それは、その人自身の活動と考えることができるからである。共同行為者および贓物犯人は訴追できるが、共犯者についてできない。

提案された新しいシステムは、重要な部分につき訴追の必要性の判断を被害者のみにまかせるものではあるが、本委員会には、刑罰の必要性をより良く考慮するもののように思われる。それ故、本委員会は全体としてそれに同意するものである。本委員会が提

案する修正案の目的は、形式的な改善，そしてそれに加えて，卑属に損害を与える窃盗を行った尊属に免責（ただし制限的）の恩恵を与えることを復活することにある。

本委員会は，提案された追加条文を採択することを要求する。

第301-11条の後に追加される条項〔未遂（Tentative）〕

本法案第301-14条は，軽罪窃盗（単純窃盗，5年以上7年以下の拘禁刑で罰せられる加重窃盗）の未遂は同一の刑で罰せられる，と規定する。このような言及は必須のものである。なぜなら，第121-4条の適用について重罪を実行しようとした者が犯罪実行者とみなされるのであれば，法に規定してある場合，軽罪に関しても同様だからである。

本委員会は，この規定は本委員会が創設することを提案した第2節「一般規定」内に置く方が妥当であると考える。

本委員会は，それ故，第1章に規定される軽罪（つまり，第301-3条，第301-4条，第301-4-1条，第301-5条に規定された者）の未遂は同一の刑で罰せられると規定するために，第301-11条の後に追加条文を入れる修正案を提示する。

第301-12条の前に追加される節

本委員会は，第1章の最後の諸規定を再編するために，第301-12条の前に「自然人に適用される補充刑および法人の責任」と題する第3節を新たに追加する修正案を提示する。

第301-12条〔自然人に適用される補充刑〕

本条は，第1章に定義される窃盗—軽罪または重罪—で有罪となった自然人に科せられる補充刑について〔次のように〕規定する。

—公民権，私法上および家族法上の権利の禁止。本法案は，この禁止は，重罪窃盗の場合には10年以下，軽罪窃盗の場合には5年以下と規定する。これらの明確化は無意味である。なぜなら，それは，第1部の第131-25条に定義されている公民権，私法上および家族法上の権利の禁止の制度の純粹かつ単純な適用にすぎないからである。

—公務の遂行，または職業・社会活動の遂行は，その遂行中または遂行の機会にあって犯罪が実行された場合に，禁止されること。この禁止〔期間〕は，重罪窃盗の場合には無期または有期（すなわち第131-26条が適用される場合は5年以下），軽罪窃盗の場合には5年以下である。本委員会は，重罪窃盗および第301-5条により加重された窃盗の場合，禁止〔期間〕は無期にしかできない，と規定することを提案する。

—5年以下の武器の所持または携帯の禁止。

—犯罪の実行に用いられまたは犯罪から生じた物の没収

本法案第2部の検討の際に元老院が採った立場の論理から、本委員会は、滞在禁止は重罪窃盗の場合だけでなく、最も重い軽罪窃盗の場合（第301-5条、つまり暴行による加重窃盗により8日間を超える傷害を引き起こした場合）にも言い渡すことができると規定して、本条を補完することを提案する。

現行法では、そのような場合、滞在禁止は2年以上10年以下である（刑法典第44条最後の項）。

本法案第131-29条に規定された一般的制度を考慮すると、滞在禁止は、第301-5条の場合には5年以下、重罪窃盗の場合には10年以下となるであろう。

本委員会は、前述したところを勧案した2つの修正案で修正された本条を採択することを求める。

第301-12条の後に追加される条項〔国内滞在の禁止〕

第2部を検討中の元老院の決定に常に合致するように、本委員会は、第301-12条の後に追加条文を置いて、最も重い窃盗つまり重罪窃盗および第301-5条の軽罪窃盗で有罪とされた外国人に対する、国内滞在の禁止（無期または最高10年）の必要的宣告を規定する修正案を採択することを求める。

例外は、元老院が第2部内に規定した例外と同じである。つまり、フランス国籍の配偶者、フランスの子供、労働事故で年金をもらっている者である（1945年11月2日オルドナンス第25条第4号、第6号）。

第301-13条〔法人の窃盗に関する刑事責任〕

本条は、法人の刑事責任は第1章に規定された犯罪について肯定される、と規定する。さらに、法人に適用可能な刑罰を定める。罰金、職業的・社会的活動の禁止、公告である。

本委員会は、第1部に関する合同委員会の結論に合致させるために、そして、活動の禁止が、重罪窃盗の場合だけでなく、第301-5条の軽罪窃盗の場合にも無期になることを定めるために、3つの修正案を提出する。

本委員会は、以上のように修正された本条を採択することを求める。

第301-14条〔未遂〕

本条は前述のとおり本委員会が第301-11条の後の追加条文にその内容を移すように求めたもので、本委員会は、本条を削除する修正案を提出する。

（湘南工科大学助教授・上野芳久）

第2章 強要 (l'extorsion)

本章の表題について、本委員会は表現上の調整のための修正案を提案する⁽¹⁾。

第302-1条〔「単純」強要〕

現行刑法典の第400条は、第1項で、力・暴力・強制によって、署名・契約・権利放棄を、または現金・有価証券の交付を、強要または強要しようとした者は、1年以上10年以下の拘禁刑および5,000フラン以上200,000フラン以下の罰金で罰すると規定する。

新しい第302-1条は、この規定の重要部分を受け継ぎながらも、暴力・暴力の威嚇・強制によって、署名・契約・権利放棄を、または秘密の暴露を—ここが新しい—、または現金・有価証券・その他の物の交付を、強要する行為を、7年の拘禁刑および700,000フランの罰金で罰しうることを宣言する。

本委員会は、本条については、修正案によって、編集上の調整のための改定⁽²⁾を提案することになろう。

第302-1条の後に追加される条項〔軽度の暴行を伴う強要または弱者に損害を与えて行われた強要〕

暴行を伴う窃盗についてと同様に、本委員会は、軽度の暴行を伴う強要、弱者に損害を与えて行われた強要を罰するのが望ましいと判断した。

そこで本委員会は第302-1条の後に追加条文を置いた。同条によれば、強要は10年の拘禁刑および1,000,000フランの罰金で罰せられる。

1. 強要の前後または最中に他人に対して暴行を行い、8日間以下の完全な労働不能状態を引き起こした場合。この場合は、強要の前・最中の暴行だけでなく、強要に直接的関連をもつとは言えその後になりうる暴行についても定めるのが望ましいと思われた。

2. 強要が人に損害を与えて行われた場合で、その人が、年齢、疾病、身体障害、身体的・精神的な欠陥、または妊娠に起因する著しい脆弱性をもつことが明白かまたは行為者がそれを認識していた場合。

さらに、本委員会は、本罪に必要な保安期間を規定した⁽³⁾。

(1) 本法案ではl'extorsionとなっていたが、本委員会により、De l'extorsionに修正された。

(2) 本法案では1個の条文であったが、本委員会は、それを横領の定義(第1項)とその刑罰(第2項)の2項に分けた。

(3) つまり、第302-1-1条として、その第1項に1号、2号として上記1. 2. を置き、第2項に保安期間の規定を置いた。

以上が、追加条文第302-1-1条を加える修正案の目的である。

第302-2条〔重度の暴行を伴う強要〕

第302-2条として提案された法文は、強要の前または最中に他人に対して暴行を行い、身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした場合、その強要を10年の懲役および1,000,000フランの罰金で罰する。

本条について、本委員会は、行為の前、最中または後に重度の暴行を行い、8日間を超える完全な労働不能状態を引き起こした場合、その強要を罰することを望んだ。他方、本委員会は、身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした暴行を伴う強要をより厳しく罰することについては、追加条文によって提案する。

第302-2条に規定される暴行を伴う強要罪については、適用される刑罰を15年の懲役にすることを提案する。

最後に、本委員会は、この犯罪について必要的保安期間を規定した。

以上が、本条について提案される修正案の目的である。

第302-2条の後に追加される条項〔身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした暴行を伴う強要罪〕

本委員会は、第302-2-1条という条文の中で、強要の前・最中または後に他人に対して暴行を行い、身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした強要を罰することを提案する。この場合、新しい刑罰段階を尊重して刑罰を20年の懲役および1,000,000フランの罰金とすることを、そしてさらに、必要的保安期間を定めることをも、提案する。

以上が、追加条文第302-2-1条をおく修正案の目的である。

第302-3条〔武器の使用および武器による脅迫を伴う強要罪〕

新しい第302-3条は、武器の使用および武器による脅迫を伴う強要を、10年の懲役および1,000,000フランの罰金で罰する。

同じ加重事由を伴う窃盗の場合、その行為者は、第301-7条によって20年の懲役で罰せられることを想起しよう。窃盗より強要の方をより厳しく罰するのは正当だと思われるので、本条の場合、刑罰を30年の懲役にすることが提案されるであろう。

本委員会は、やはりこの加重事由においても、行為の正犯者については、武器の所持者であることと定めるのが望ましいと判断した。[本委員会が]提案した法文にある2つの事由においても、そのように考えられているからである。

委員会は、最後に、この犯罪についても必要的保安期間を規定する。

以上が、本条について提案される修正案の目的である。

第302-4条〔組織集団による強要罪〕

新しい第302-4条は、組織集団による強要罪を10年の懲役および1,000,000フランの罰金で罰する。

刑罰は、次の場合20年の懲役となる。

1. 強要が、その前または最中に暴行を伴い、他人に対して身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした場合。

2. 強要が、武器の使用および武器による脅迫によって行われた場合。

窃盗を罰する刑罰との関係で、強要罪の刑罰の段階を上げる必要性を考慮して、本委員会は、組織集団による強要罪を20年の懲役で罰することを提案するであろう。

強要が、その前・最中または後に、暴行を伴い、他人に対して身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした場合について、本委員会は、刑罰を30年の懲役とすることを提案する。

同じ論理で、組織集団による強要罪が武器を所持する者によって行われた場合は、刑罰を無期懲役とすることを提案する。

提案された修正案によって、第302-4条の法文は上に述べられたような改定を施されるが、さらに、必要的保安期間が規定される。

第302-5条〔拷問・野蛮行為または死を引き起こした暴行による強要罪〕

第302-5条は、強要が、その前または最中に、拷問・野蛮行為または死を引き起こした暴行を伴う場合、その強要を無期および1,000,000フランの罰金で罰する。

本条につき、本委員会は、調整のための修正案⁽⁴⁾を採択したが、同案はさらに必要的保安期間を規定する。

第302-6条〔第302-1条、第302-4条、第302-5条の適用〕

第302-6条は、「単純」強要、組織集団による強要、拷問または致死暴行による強要を罰する各規定の暴行行為を理由とする刑罰は、たとえ正犯・煽動者・共犯として強要に参加した者のうちの1人がその暴行を犯した場合であっても、そのすべての者に適用できる、と規定する。

提案された法文はまた、暴行が正犯・煽動者・共犯の逃亡を援助しまたはその免責を確保するために行われた場合にも、これらの刑罰を適用できる、とする。

(4) 本法案ではなかった「後 (suivie)」という語を加え、順番を入れ替えて「死を引き起こした暴行」、「拷問・野蛮行為」の順とした。いずれも他の類似条文との整合性を考えた修正である。

窃盗についてと同様に、本委員会は、「犯罪の後の暴行」の概念を制限しない方が良いとし、修正案の中で、暴行行為を理由に第302-1-1条、第302-2条、第302-2-1条、第302-4条、第302-5条に規定された刑罰は、暴行が正犯または共犯の逃亡を援助したはその免責を確保するために行われた場合にも、適用できるとした。

第302-7条〔恐喝の定義〕

現行刑法典の第400条の第2項は、書面または口頭により中傷的暴露または非難をする脅迫して、署名・契約・権利放棄を、または現金・有価証券の交付を、強要しまたは強要しようとした者は、1年以上5年以下の拘禁刑および3,600フラン以上60,000フラン以下の罰金で罰すると規定する。このように定義された犯罪は「恐喝 (chantage)」と名付けられている。

新しい第302-7条は、恐喝を、名誉または尊敬を侵害する性質をもつ事実を暴露または非難すると脅迫して、署名・契約・権利放棄を、または秘密の暴露を、あるいは現金・有価証券・その他の物の交付を強要する行為、と定義する。改正法は、5年の拘禁刑という現行の刑罰を維持することを提案するが、罰金は500,000フランと規定する。

より良い表現上の調整を考えることを条件として⁽⁵⁾、本委員会は、この法文を採用することを提案する。

第302-7条の後に追加される条項〔強要罪の未遂および親族の免責〕

本委員会は、修正案によって、第302-7条の後に追加条文を採択し、そこに強要罪および恐喝罪の未遂は〔既遂と〕同一の刑で罰せられるとする規定を置いた。

最後に、提案される修正案には、窃盗の場合に規定された親族の免責に関する規定は強要罪にも適用される旨が規定されている。

第302-8条〔自然人に適用される補充刑〕

第2章に規定された重罪・軽罪で有罪とされた自然人に対しては、第302-8条が次のような補充刑を制定している。

- 公民権・私法上の権利・家族法上の権利の禁止
- 公務執行または職業・社会活動の遂行中または遂行の機会にあつて、犯罪が行われた場合は、その一時的禁止
- 5年の期間の、許可を要する武器の所持または携帯の禁止
- 犯罪の実行に用いられまたは用いられようとした物の没収

(5) 結局、「強要する行為 (fait d'extorquer)」という語は、「取得する行為 (fait d'obtenir)」に代えられた。

本条に関し、本委員会は「文言上の」調整のための修正案⁽⁶⁾を提示するであろう。

第302-8条の後に追加される条項〔国内滞在の禁止〕

本委員会は、第302-8条の後に修正案を採択し、窃盗に関すると同様、第302-1-1条ないし第302-5条に規定した犯罪の1つにつき有罪とされたすべての外国人に対し、無期または10年以下の期間、フランス国内の滞在を禁止すると規定した。

第302-9条〔法人の刑事責任〕

第302-9条は、第2章に規定された犯罪について法人に刑事責任があると宣告することができる、と規定する。科される刑罰は、罰金および第131-37条に規定されたいくつかの刑罰である。

本委員会は、この規定を簡潔にするための修正案の中で、法人は第131-36条に規定された態様に従って罰金刑を、そして第131-37条に規定されたすべての刑罰を受けることができる旨を述べることを提案するであろう。

提案された法文は、最後に、第131-37条第1号に規定された禁止は、遂行中または遂行の機会にあって犯罪が行われた活動に及ぶ、と規定する。

第302-10条〔強要罪および恐喝罪の刑罰の未遂〕

本法案の第302-10条は、第302-1条および第302-7条に規定された軽罪の未遂は〔既遂と〕同一の刑で罰せられると規定する。未遂の処罰は、今後、追加条文第302-7-1条に規定されるので、それとの整合性から、本条を削除することが提案されるであろう。

（湘南工科大学助教授・上野芳久）

第3章 詐欺およびその周辺の犯罪

本章の表題について、本委員会は、表現上の調整のための修正案を提示する⁽¹⁾。

（6） 市民権等の制限、公務執行の停止などに関する規定につき、文言上の調整が行われたほか、滞在禁止の規定が加えられた。

（1） この修正案により、L'escroquerie et les infractions voisines. の表題が、De l'escroquerie. に変えられた。

第1節 詐欺

本節の表題について、表現上の調整のための修正案を提示する⁽²⁾。

第303-1条〔「単純」詐欺〕

現行刑法典第405条によれば、実在しない企業、想像上の権能もしくは信用の存在を信じ込ませるため、または架空の成功、事故その他一切の事件について、希望または危惧の念を抱かせるため、偽名もしくは虚偽の資格を利用しまたは欺罔手段を用いて、金銭、動産、債券、約束、領収書または債務免除証を引き渡しもしくは交付させ、または引き渡しさせもしくは交付させようと試みた者、および以上のいずれかの手段により、他人の動産の全部または一部を騙取もしくは騙取しようと試みた者は、1年以上5年以下の拘禁刑および3,600フラン以上2,500,000フラン以下の罰金で罰する。

本法案は、新しい第303-1条において、虚偽の氏名もしくは資格を用い、または真実の資格を濫用もしくは不正な策略を用いて自然人もしくは法人を錯誤に陥れる行為、および自然人または法人に、その者または第三者の利益に反して、現金、有価証券もしくは何らかの財物の引き渡し、役務の提供または債務履行もしくは債務免除について承諾するよう決意させる行為を詐欺であると定義して、この規定を間略化することを提案した。改正法案は、現行法の刑罰すなわち5年の拘禁刑と2,500,000フランの罰金を維持している。

注目すべきは、この新たな表現によって—本委員会はこれを是認する—詐欺の犯罪構成要素がすべて成立するために損害の発生を必要とするか否かの争いに決着がつけられるということである。

本委員会は、修正案において提示した表現上の修正を前提として⁽³⁾、本条を採択した。

第303-2条〔公機関の職員、または人道的援助を目的とする資金募集のために資金を公募する者が実行する詐欺〕

現行刑法典第405条第2項は、詐欺が会社または商業もしくは工業に関する企業の株式、債券、手形、持ち分その他の証券を発行する目的をもって、公に引き受けの募集をした者が詐欺を行った場合、科される刑罰は、10年の拘禁刑および5,000,000フランの罰金に及ぶと定める。

(2) この修正案により、L'escroquerie. の表題が、De l'escroquerie. に変えられた。

(3) 第1項において、1箇所「法人または自然人 (la personne physique ou morale)」の語が代名詞に変えられ、1箇所について、au préjudice de tiers の表現が、au préjudice d'un tiers に変えられた。

本法案は、この点について、次の2つの事情がある場合、科される刑罰を7年の拘禁刑および7,000,000フランの罰金に及ぶと定めることを提案する。

—公的機関もしくは公の利益に係わる役務の職員またはその資格を不当に得た者が犯罪を行う場合

—現行刑法典第405条が定めるのと同様に、証券の発行のために、そしてまた—これが改正の新機軸であるが—人道的もしくは社会的援助を目的とする資金の募集のために資金を公募する者が犯罪を行った場合

本条では、本委員会は、修正案として表現上の修正を採択した⁽⁴⁾。また、本委員会は、年齢、疾病、身体障害、身体的な欠陥、精神的な欠陥もしくは妊娠に起因する著しく脆弱な状態にあることが明白な者もしくは行為者がそれと認識している者に損害を与えるために行われた詐欺に、加重した刑罰を科すことをも提案している⁽⁵⁾。

第303-2条の後に追加される条項〔詐欺未遂と親族の免責〕

第303-2条の後に、本委員会は修正案により追加条項を採択した⁽⁶⁾。それは、本節に定める犯罪の未遂を既遂と同一の刑で罰すること、および窃盗(第301-11-1条)の場合における親族の免責に関する規定を詐欺に適用することを定める。

第2節 詐欺周辺の犯罪

表現に関する修正案が、本節の表題について提示された⁽⁷⁾。

- (4) 第1項について、「公的権力機関または公益事業の職員(un agent de l'autorité publique ou d'un service d'intérêt public)」の語が、「公権力を保持する者または公務を担当する者(une personne dépositaire de l'autorité publique ou chargée d'une mission de service public)」の語に代えられたほか、「職務遂行中または遂行の機会にあって」の要件が付け加えられた。

「公的権力機関もしくは公益事業の職員の身分を不当に得た者(une personne qui prend indûment la qualité d'agent de l'autorité publique ou d'un service d'intérêt public)」の語が第2項に移され、「公権力を保持または公務を担当する資格を不当に得た者(une personne dépositaire de l'autorité publique ou chargée d'une mission de service public)」の語に代えられた。

- (5) 第4項として、「年齢、疾病、身体障害、身体的もしくは精神的な欠陥または妊娠に起因する著しく脆弱な状態が明白である者または行為者がそれと認識している者に損害を与えた場合」が付け加えられた。

- (6) 追加条項の文言は以下のとおりである。

第303-2-1条「〔本節に定める犯罪の未遂は、既遂と同一の刑罰で罰する。

②第301-11-1条の規定は、詐欺罪に適用する。〕

- (7) Les infractions voisines de l'escroquerie. の表現が、Des infractions voisines de l'escroquerie. に代えられた。

第303-3条〔未成年者もしくは脆弱な者の無知または脆弱状態の不正利用〕

現行刑法典第406条は、未成年者の不利益において、債券、受領証もしくは債務免除証に署名させるため、または形式もしくは仮装された形式の如何を問わず、現金、動産、商業証券もしくはその他の債務証券を貸与するため、未成年者の窮乏、虚弱または欲情に乗じた者を2カ月以上10年以下の拘禁刑および3,600フラン以上2,500,000フラン以下の罰金で罰する。

法案起草者は、未成年者の虚弱さにつけ込むという犯罪類型に修正を加えながらも維持することを希望した。法案起草者は、本規定を脆弱な者にも適用した。かくして、提案された条文は、未成年者またはとくに脆弱な者の無知な状態または脆弱な状況に不正につけ込む行為を3年の拘禁刑および2,500,000フランの罰金で罰する。

本委員会は、本条について、修正により未成年者もしくは脆弱な者の無知な状態または脆弱な状況を濫用する行為を罰する、新しい起案を採択した⁽⁸⁾。

第303-4条〔役務等の不正供与 (filouterie)〕

現行刑法典第404条は、次の4つの場合の役務等の不正供与を定める。

—第1の場合は、支払不能状態を知りながら、飲食店において飲物または食物を提供させ、その全部または一部を飲食した者に係わる。これは行為者が飲食店に宿泊している場合であっても同じである。本罪の行為者は、6日以上6カ月以下の拘禁刑および1,500フラン以上15,000フラン以下の罰金で罰せられる。

—第2の場合は、支払の絶対不能状態を知りながら、ホテルまたは旅館の1または数個の部屋を借り受けて、10日を超えない期間、これを使用した者に係わる。適用される刑罰は、第1の場合と同一である。

—第3の場合は、絶対的な支払不能状態にあることを知りながら、車のタンクの全部または一部に給油業者から燃料または潤滑油の供給を受けた者に係わる。

さらにこの場合、科される刑罰は、6日以上6カ月以下の拘禁刑および500フラン以上15,000フラン以下の罰金である。

—最後に、第401条最終項は、会計係でないのに、金銭もしくは金銭に代わる債券、書類、証券、調書、有体動産、兵器、弾薬、材料、食料またはその他軍に属する一切の物

(8) 「年齢、疾病、身体障害または身体的もしくは精神的な欠陥のために (en raison de)」の表現が、*due à* (のために) に代えられ、「とくに脆弱な者 (personne particulièrement vulnérable)」が、「著しく脆弱な状態が明白である者または行為者がそれと認識している者 (personne dont la particulière vulnérabilité, …… est apparente ou connue de l'auteur)」に代えられた。そのほか、「明らかに (manifestement) 損害を引き起こし得る」の表現が、「著しく (gravement) 損害を引き起こし得る」に代えられた。

もしくは兵役のために自己に交付された一切の物を横領しまたは乱費したあらゆる軍人を同一の刑罰で罰する。

本法案は、役務の不正提供の最初の4つの場合を再び取り上げ、軍人に関する規定を確かに他の部に移すことを提案する。とくに、新しい第303-4条は、これらの役務の不正供与の場合に加えて、料金の支払能力が完全でないことを知りながら、タクシーまたは旅客車両で運送させる行為を定める。本規定は、現在、1926年3月31日の法律の中にあり、同法律は、旅客車両賃賃料の支払拒絶を処罰する。

改正法案は、役務等の不正提供の罪を1年の拘禁刑と100,000フランの罰金で罰する。本委員会は、本条を修正なしに採択した。

第3節 一般規定

第303-5条〔詐欺およびその周辺の犯罪について、自然人に適用される補充刑〕

第303-5条は、詐欺またはその周辺の犯罪で有罪とされた自然人に一定の補充刑を科すことを規定する。すなわち、公民権または私法上もしくは家族法上の権利の禁止、有期の活動禁止、有期の事業所の閉鎖、没収である。

本委員会は、表現上の修正案⁽⁹⁾と滞在禁止を定める修正案⁽¹⁰⁾を提示する。

第303-6条〔詐欺について、自然人に適用されるその他の補充刑〕

第303-6条は、「単純」詐欺または加重的詐欺で有罪とされた自然人に対して、前条に掲げる刑罰のほか、以下の刑罰を科すことを定める。

— 5年以下の期間、公契約からの排除

— 5年以下の期間、小切手振出しの禁止。ただし、振出人による支払人からの資金回収を可能にする小切手または支払保証のある小切手を除く。

— 言い渡された判決の掲示または新聞紙上への *décision* [公告? *diffusion* の誤りか]

本条について、本委員会は、表現上の修正案を採択した⁽¹¹⁾。

(9) 「第303-1条、第303-2条および第303-3条に定める軽罪 (*des délits*)」の語が、「軽罪の一 (*l'un des délits*)」に代えられ、「次の刑 (*peines suivantes*) を科す」の語が、「次の補充刑 (*peines complémentaires suivantes*) をも (*également*) 科す」に代えられた。

第1号につき、「第131-25条の態様に従い」の語が、「第131-25条に定める態様に従い」の語に代えられたほか、禁止期間について5年以下という制限がなくなった。

(10) 第5号に「滞在禁止。この禁止は、第131-29条に定める態様による。」が付け加えられた。

(11) 「第303-1条および第303-2条に定める軽罪 (*des délits*)」の語が、「軽罪の一 (*l'un des*

第303-7条〔詐欺または人の脆弱状態の不正利用についての法人の刑事責任〕

第303-7条は、詐欺、加重的詐欺および未成年者もしくは脆弱な者の脆弱状態の不正利用に対する法人の刑事責任を定める。科される刑罰は、第131-36条に定める態様による罰金、第131-7条に定める一定の刑罰および判決の掲示もしくは新聞紙上での公告である。

本条について、本委員会は、第131-37条に定める刑罰全体に関する表現上の調整のための起案を修正案として採択した⁽¹²⁾。

第303-8条〔詐欺、加重的詐欺および未成年者または脆弱な者の脆弱状態の不正利用の未遂〕

本法第303-8条は、第303-1条、第303-2条および第303-3条に定める軽罪の未遂が既遂と同一の刑で罰せられると定める。

未遂に関する規定は、詐欺については第303-2-1条で取り入れられた。さらに、脆弱な状態を不正に利用する軽罪について、本罪は既遂に達して始めて非難し得るものであり、この未遂を犯罪とする理由はないように思われる。

結論的に、本委員会は、第303-8条を削除するよう提案する。

(早稲田大学助手・岡上雅美)

第4章 横領

本章の表題について、調整のための修正案を提示する⁽¹⁾。

第1節 背信

本節の表題について、調整のための修正案を提示する⁽²⁾。

délits)」に代えられ、「次の刑 (peines suivantes) を科す」の語が、「次の補充刑 (peines complémentaires suivantes) をも (également) 科す」に代えられた。

第3項で、「その (celle-ci) [言い渡された判決の] 新聞紙上への公告」が、「その公示またはその公告 (sa publication ou sa diffusion)」に代えられた。

- (12) 第2項第2号で、「第131-37条第1号および第8号に掲げる刑罰」の語が、「第131-37条に掲げる刑罰」に代えられたほか、第3号および第4号が削除された。

第3項では、「(第131-37条) 第2号」が「第1号」に代えられた。

- (1) Les détournements. の表現が、Des détournements. に代えられた。
 (2) L'abus de confiance. の表現が、De l'abus de confiance. に代えられた。

第304-1条〔背信〕

現行刑法典第408条によれば、返還もしくは引き渡しをする条件でまたは一定の使用もしくは用途に当てる条件で、もっぱら賃貸借、寄託、委任、質もしくは使用貸借の権原で交付され、または有給無給を問わず、もっぱらある業務について交付された証券、現金、商品、手形、受領証書またはその他債務・債務免除を内容としまたはこれをもたらし一切の証書を、所有者、占有者または所持者に損害を与えて、横領しまたは濫用する者は、2カ月以上2年以下の拘禁刑および3,600フラン以上2,500,000フラン以下の罰金で罰せられる。

法案起草者は、本規定をいくらか簡略化することを提案し、現金、有価証券または何らかの財物について委託を受け、または返還もしくは引き渡しもしくは特定の利用を行うことを引き受けた者が、他人に損害を与えて、これらの物を横領する行為を背信であると定義した。定められた拘禁刑は、2年から3年となり、罰金額の上限は、2,500,000フランに維持された。

強要および詐欺の領域で取り入れられた表現との調整により、本委員会は、横領されうる客体として、現金、有価証券または何らかの財物を掲げる、表現上の修正案を採択した⁽³⁾。これが、本条について提示する修正案の目的である。

第304-2条〔背信の加重事情〕

現行刑法典第408条は、自己の計算において、または会社もしくは商業上・工業上の企業の支配人、管理者または従業員として、寄託、委任または質の権原で現金または有価証券の交付を受けるために、資金を公募する者が背信を行った場合、科される刑罰を10年の拘禁刑および5,000,000フランの罰金とする。

背信の行為者が、仲介業者、仲買人、職業的助言者または証書作成者である場合、あるいは不動産もしくは営業財産の売却価格、不動産会社の株式または持分の引受または売買の価格、賃貸借の譲渡が法律によって認められている場合にその譲渡価格、他人の計算で支払われる価格の全部もしくは一部が犯罪によってつり上げられた場合にも、刑罰は10年に及ぶ。

最後に、公署官または裁判所補助吏が背信を行った場合、〔現行刑法典〕第408条は5年以上10年以下の懲役刑を定める。

新しい第304-2条は、〔現行刑法典〕第408条がすでに掲げている3つのタイプの者が背

(3) 客体となる財物が「何らかの財物」から「現金、有価証券または何らかの財物」に代えられた。

信を行った場合に、科される刑罰を7年の拘禁刑と5,000,000フランの罰金とした。

—自己の計算において、または工業上・商業上の企業の経営者もしくはその法律上・事実上の担当者として、現金または有価証券の引き渡しを受けるために、資金を公募する者

—裁判所の委託を受けた者、公署官または裁判所補助吏が、職務遂行中または職務遂行の機会にあった場合またはその資格を理由として行った場合

—第三者の計算において、現金または有価証券を回収する者であって、その第三者の財産に対する運用に日常的に従事し、または付随的にせよ、これに協力するその他すべての者が実行した場合

本委員会は、裁判所の委託を受けた者、公署官または裁判所補助吏が背信で有罪とされた場合、その刑罰を軽減することには理由がないと判断した。本法案によれば、拘禁刑は、10年から7年へと軽減されていた。

結論的に、本委員会は、修正案として第304-2条第2項を削除し、裁判所の委託を受けた者に関する犯罪類型を追加条項で定めることにした。

第304-2条の後に追加される条項〔裁判所の委託を受けた者、公署官または裁判所補助吏による背信〕

本委員会は、第304-2条の後に、修正案により、裁判所の委託を受けた者、公署官または裁判所補助吏が、職務遂行中または職務遂行の機会にあつてまたはその資格を理由として背信を実現した場合に、科される刑罰を10年の拘禁刑および10,000,000フランの罰金とする追加条項を採択した⁽⁴⁾。

第304-2条の後に追加される条項〔親族の免責〕

本委員会は、修正案により、背信に関して、窃取の場合と同じく親族の免責を定める追加条項を採択した⁽⁵⁾。

第2節 質物または差押目的物の横領

本節の表題について、表現上の調整のための修正案を提示する⁽⁶⁾。

(4) 追加条項の文言は以下のとおりである。

第304-2-1条「裁判所の委託を受けた者、公署官または裁判所補助吏が、職務遂行中もしくはその機会にあつて、またはその資格を理由として、背信を行ったとき、刑罰は10年の拘禁刑および1,000,000フランの罰金とする。」

(5) 追加条項の文言は以下のとおりである。

第304-2-2条「第301-11-1条の規定は、背信罪に適用される。」

(6) Le détournement de gage ou d'objet saisi. の表現が、*Du détournement de gage ou*

第304-3条〔質物の横領〕

現行刑法典第400条第5項は、質の権原で与えられた物を損壊もしくは横領し、または損壊もしくは横領しようと試みたすべての債務者、貸借人または質を提供した第三者を3カ月以上3年以下の拘禁刑および1,000フラン以上20,000フラン以下の罰金（単純窃盗に関して適用されるのと同じ刑）で罰している。

新しい第304-3条は、債務者、貸借人または質物を提供した第三者が、質物を構成する物を破壊または横領する行為として本罪を定義することを提案する。科される刑罰は、3年の拘禁刑および2,500,000フランの罰金である。

本条について、本委員会は、純粹に表現上の調整に係わる修正案を採択した⁽⁷⁾。

第304-4条〔差押目的物の横領〕

現行刑法典第400条第3項は、看守を委ねられた差押物件を損壊もしくは横領し、または損壊もしくは横領しようと試みた被差押者を2カ月以上2年以下の拘禁刑および3,600フラン以上2,500,000フラン以下の罰金（背信を罰するのと同じ刑）で罰する。

本法案第304-4条は、より簡略に、被差押者が、債権者の権利を保証するものとして自己または第三者の管理に委ねられた差押目的物を破壊または横領する行為を3年の拘禁刑および2,500,000フランの罰金で罰することを提案する。

本委員会は、本条を修正なしに採択した。

第3節 支払不能状態の不正作出

本節の表題について、本委員会は、まったく形式面に係わる修正案を採択するよう提案する⁽⁸⁾。

第304-5条ないし第304-7条〔支払不能状態の不正作出〕

1983年7月8日の法律第1条に由来する、現行刑法典の最近の規定を取り入れた本条は、債務者が、刑事裁判所の言い渡した有罪判決または民事責任もしくは定期扶養金に関する民事裁判所の言い渡した有責判決の執行を免れる目的で、自らの支払不能状態を作出または悪化させる行為を処罰するよう提案する。

d'objet saisi. に代えられた。

(7) 「債務者の……行為 (Le fait pour un débiteur)」が、Le fait *par* un débiteur に代えられた。

(8) L'organisation frauduleuse de l'insolvabilité. の表現が、De l'organisation frauduleuse de l'insolvabilité. に代えられた。

第304-5条は、犯罪類型を定義し、それに適用される刑罰を定める。本条は、たとえ裁判所が債務の存在を確認する前であっても、債務者が、総財産に含まれる消極財産を増加させもしくは消極財産〔積極財産の誤り?〕を減少させ、または財産の一定部分を減少させることにより、支払不能状態を作出しまたは悪化させる場合に犯罪となると定める。本条は、第2項において、法人の法律上・事実上の経営者が前項に定める要件の下でかつ同じ目的の下で法人の支払不能状態を作出しまたは悪化させる場合、これらの者も同じ軽罪を行ったものとする。

本条は、現行法に定める3年の拘禁刑という上限を維持するが、罰金刑の最高額を120,000フランから300,000フランに引き上げた。

第304-6条は、おもに教唆者または共犯者に関する有罪判決の民事上の結果を定める。これら2つの概念のうち前者〔教唆者の概念〕が新刑法典第1部の審議中に削られたことを考慮して、本委員会は、本規定を以下のように定めるよう要請する。

さらに、第304-5条に定める規則にあらゆる実効性を与えるためにとくに重要な規定は、以下のことを定める。すなわち、普通法上の規則に対する例外により、裁判所は、先に有罪判決が刑事裁判所によって言い渡されていたとき、後に決定する刑罰が先に決定された刑罰と混同しないことを決定することができる。

最後に、第304-6条は、時効の規定を定める。それによれば、債務者が執行を免れようとした有罪判決から時効が進行する。しかし、同条は、有罪判決後に債務者が支払不能状態を作出しまたは悪化させる行為がなされた場合、その最後の行為から時効が進行することを付け加える。

第304-7条は、いかなる異議申し立ても処罰を弱体化しないようにするために、援助金の給付または婚姻から生じる債務分担義務を内容とする裁判所の決定および裁判上同一の効力の認められる合意は、扶養定期金の支払命令と同一とみなすことを規定する。

本委員会は、とりわけ扶養定期金の支払を免れるために行う、支払不能状態の作出または悪化について、今日もまったく有用性を保ち続けるこれらの3箇条に賛同する。

しかし、本委員会は、表現にのみ係わる2つの修正案の形で第304-5条を規定すること、新刑法典第1部の審議中に削除された「教唆者」の概念に言及する第3の修正案により第304-6条を削除すること、そして最後の修正案により、同条の表現の誤りを訂正することを要請する⁽⁹⁾。

(9) 第304-5条について、「債務者が……行為 (Le fait pour un débiteur)」の語が、Le fait *par* un débiteur に代えられ、「財産上の有罪判決 (condamnation pécuniaire)」の語が、「財産的性質をもつ有罪判決 (condamnation de nature patrimoniale)」に代えられた。

第304-6条について、未来形の表記が現在形に統一された。

第4節 一般規定

第304-8条〔背信について、自然人に適用される補充刑〕

背信の軽罪で有罪とされた自然人に対して、本法案第304-8条は、次の補充刑を定める。すなわち、公民権または私法上もしくは家族法上の権利の禁止、有期の活動禁止、有期の事業所の閉鎖、有期の公契約からの排除、有期の小切手振出しの禁止、没収または言い渡された判決の掲示もしくは公告である。

本条について、本委員会は、2つの調整のための修正案を採択した⁽¹⁰⁾。

第304-9条〔横領および支払不能状態の不正作出について、自然人に適用される補充刑〕

質物または差押目的物の横領または支払不能の不正作出で有罪とされた自然人に対して、本法案第304-9条は、第304-3条、第304-4条、第304-5条で科される刑罰の他に、以下の補充刑を定める。

一犯罪の実行に用いられもしくは用いられようとした物または犯罪から生じた物の没収。ただし、還付の対象となる物を除く。

一言い渡された判決の掲示または新聞紙上での公告。

本条について、本委員会は、調整のための修正案を採択した⁽¹¹⁾。

(10) 「第304-1条および第304-2条に定める軽罪(*des délits*)」の語が、「軽罪の一(*l'un des délits*)」に代えられ、「次の刑(*peines suivantes*)を科す」の語が、「次の補充刑(*peines complémentaires suivantes*)をも(*également*)科す」に代えられた。

第1号につき、「第131-25条の態様に従い」の語が、「第131-25条に定める態様に従い」の語に代えられたほか、禁止期間について5年以下という制限がなくなった。

第2号につき、「第131-26条に定める態様に従い」の語が加えられ、「遂行中または機会に犯罪が行われた(*dans l'exercice ou à l'occasion de laquelle l'infraction a été commise*)」の文言が「遂行中または遂行の機会に(*occasion de l'exercice de laquelle l'infraction a été commise*)」に代えられた。

第7号で、「その(*celle-ci*) [言い渡された判決の]新聞紙上への公告」が、「その公示またはその公告(*sa publication ou sa diffusion*)」に代えられた。

(11) 「第304-3条、第304-4条および第304-5条に定める軽罪(*des délits*)」の語が、「軽罪の一(*l'un des délits*)」に代えられ、「次の刑(*peines suivantes*)を科す」の語が、「次の補充刑(*peines complémentaires suivantes*)をも(*également*)科す」に代えられた。

第2号について、「その(*celle-ci*) [言い渡された判決の]新聞紙上への公告」が、「その公示またはその公告(*sa publication ou sa diffusion*)」に代えられた。

第304-10条〔背信についての法人の刑事責任〕

第304-10条は、背信の罪（第304-1条および第304-2条）で有罪とされた法人の刑事責任を設定する。

科される刑罰は、罰金および第131-37条に定める一定の刑罰である。

本条について、本委員会は、第131-37条に掲げる刑罰全体に関する調整のための修正案を採択した⁽¹²⁾。

第304-11条〔質物・差押目的物の横領または支払不能状態の不正作出についての法人の刑事責任〕

質物または差押目的物の横領および支払不能状態の不正作出についても、第304-11条は、法人の刑事責任を定める。科される刑罰は、罰金、没収および判決の掲示である。

本条について、本委員会は、調整のための修正案⁽¹³⁾と効果についての修正案⁽¹⁴⁾を採択した。

第304-12条〔第4章に定める犯罪の未遂〕

本法案第304-12条は、横領の軽罪の未遂を既遂と同一の刑で罰すると定める。本委員会は、ここで、単なる意思の処罰を望まないのであれば、横領はそれが現に実現した場合にはじめて可罰的となるべきだと考える。

結論的に、本委員会は、修正案により第304-12条を削除した。

第304-13条〔累犯規定に関する盗取、詐欺または背信についてのみなし規定(assimilation)〕

本法案第304-13条は、盗取、詐欺および背信が、累犯に関しては同一の犯罪とみなされると規定する。

本委員会は、このみなし規定を強要および恐喝に拡大する修正案を提示する⁽¹⁵⁾。

本委員会は、このような修正を加えた本条を採択するよう要望する。

（早稲田大学助手・岡上雅美）

(12) 第2号において、「第131-37条第1号および第8号」が「第131-37条」に代えられ、第3号が削除された。さらに、第2項において、「第131-37条第2号」が「第1号」に代えられた。

(13) 第2項第2号において、「第131-37条第8号」が「第6号および第7号」に代えられた。

(14) 第2項第3号が削除された。

(15) 「窃盗、強要、恐喝、詐欺は、累犯に関して同一の犯罪とみなされる」とされた。

第5章 贓物隠匿およびその周辺の犯罪

表題について、本委員会が提示する修正案は、表現に関するものと、さらに贓物隠匿の周辺の犯罪だけでなくみなし犯罪もまた対象とするためのものがある⁽¹⁾。この修正が必要とされたのは、本委員会がこれから提案するように、1987年の法改正を取り入れたためであり、とりわけ第305-4条の前に追加条項を組み入れたためである。

第305-1条の前に追加される節

本法案第3部の第305-1条ないし第305-8条は、贓物隠匿とその周辺の犯罪の処罰に関する現行法をそのまま取り入れることを提案する。

条文をいっそう理解しやすいものにするという配慮から、本委員会は、第305-1条の前に、贓物隠匿と、本章に定めるその他の犯罪類型とを分けることを目的として、分割のために追加される節(division additionnelle)^(1a)を組み込むよう要請する。その節の表題は、「第1節 贓物隠匿」とする。

調整により、本委員会は、後に提案することになる第305-4条の前に、分割のための新たな節を採用するよう要請する。その表題は、「第2節 贓物隠匿とみなされる犯罪またはその周辺の犯罪」である。

最後に、本委員会は、第305-5条の後に、第3の分割のために追加される節を組み込むことを目的とする修正案を取り入れるよう提案する。その表題は、「第3節 自然人に適用される補充刑および法人の刑事責任」である。

第305-1条〔単純贓物隠匿〕

贓物隠匿は、現在、刑法典第460条で定義されているが、それが現在の形になったのは、最近の1987年11月30日の法律による。

後に起案された本条は、犯罪類型についての異なった定義を提案する。本条は、贓物隠匿とは「犯罪によって生じた物であることを知りながら、他人の権利に損害を与えて、その物を所持し、利用しまたは譲渡する行為」とであると定める。さらに、「同じ条件で、物を譲渡するために仲介する行為」もまた贓物隠匿であるとする。

(1) Le recel et les infractions voisines. の語が、*Du recel et des infractions voisines.* の語に代えられた。

(1a) 法案では、第5章「贓物隠匿およびその周辺の犯罪」の中に節は存在しなかったが、本委員会により、第1節「贓物隠匿」、第2節「贓物隠匿とみなされる犯罪またはその周辺の犯罪」、第3節「自然人に適用される補充刑および法人の刑事責任」の3つがおかれることになった。なお、後の新刑法典でもこの3節は維持された。

本条によれば、贓物隠匿は5年の拘禁刑および1,000,000フランの罰金で罰せられる。

現行法は、犯罪類型について新たな定義を行い、本罪は、「盗取し、横領または重罪または軽罪を援助して得た物の全部または一部を隠匿する行為」であると定める。

本委員会は、1987年11月30日の法律における「犯罪類型の」定義および法定刑を取り入れるよう要請する。それについて修正を加えることは、本報告者に対して意思表示したいかなる者の意思にも、とくに法案起草者の意思にけっして沿うものではない。

この点での現代化から、本委員会は、補充的な一連の修正案として、本章全体の再構成をも提案する。

—第1修正案は、1987年11月30日の法律と同じく、「重罪または軽罪から生じた物であることを知りながら、その物を所持し、利用もしくは譲渡し、または譲渡のために仲介する行為」と定めるものである⁽²⁾。本修正案は、重罪または軽罪の場合のみに贓物隠匿の成立を制限する点で、とくに現行法を再び取り入れる。実際、現行法では、違警罪の領域での贓物隠匿は存在しない。

—第2修正案は、同じく1987年11月30日の法律に由来するが、罰金額の上限を2,500,000フランとし、その上限は、贓物隠匿の客体物の価値の半額にまで増額することができると定めるものである⁽³⁾。

第305-2条〔常習的贓物隠匿〕

本条は、現行法と同じく、しかし異なった形態で、すでに示したのと同じ理由から、常習的な贓物隠匿を重い刑罰で処罰することを提案する。

この条文では、常習的贓物隠匿は、7年の拘禁刑および5,000,000フランの罰金で罰せられる。

現行法では、これは10年の拘禁刑で罰せられるが、しかし、単純贓物隠匿とは異なった罰金は定められていない。

本委員会は、常習的贓物隠匿の場合に制裁を加重することに賛成である。しかし、現行法が定めてこなかった、より重い罰金という考え方は受け入れても、修正案として、現行法の刑罰と拘禁刑とを調和させることを要求する。

-
- (2) 原法案の第1項と第2項が1つの項にまとめられ、したがって、第2項は削除された。さらに、原法案中の「犯罪」が「重罪または軽罪」に改められたほか、「他人に損害を与えて」の部分がなくなった。
- (3) 第2項（原法案第3項）および第3項（新規）は、以下のとおりである。
 「②贓物隠匿は、5年の拘禁刑および2,500,000フランで罰せられる。
 ③罰金は2,500,000フランを超えて贓物の価値の半額にまで増額することができる。」

他方、本委員会は、別の修正案により、条文のよりよい表記を行うよう要請する⁽⁴⁾。

第305-3条〔刑の加重〕

本条は、次の2つの場合に単純贓物隠匿に適用される刑の加重を定める。1つは、物を獲得するために犯した罪が重罪であることを行為者が認識していたとき、贓物隠匿は、その重罪に付されている刑で罰せられる。2つめは、その物を獲得したが本犯の重罪性について認識がなかったとき、贓物隠匿は、10年の懲役および5,000フランの罰金で罰せられる。かくして、本条は、重罪の進展(développement)に対して、贓物隠匿という現象の果たす役割を考慮するよう提案する。しかし、本条は、軽罪の場合に、同様の刑罰を定めていない点で、現行法とは異なる。

本犯たる重罪がどのようなものであれ、その重罪性を知らずに物を獲得したとき、重罪の刑罰で贓物隠匿を処罰することは、本法案の新機軸である。

前条と同様に、本委員会は、1987年11月30日の法律に従って、本条を書き換えることを要請する。すなわち、同法は、刑罰について重罪だけでなく軽罪も考慮に入れることを示す。他方で、同法は、加重事情が存在する場合、このように調整を受けた刑罰(ce alignement)を科す要件を定める。

この提案により、本委員会は、次の修正案を採択するよう要請する⁽⁵⁾。物を獲得するために行われた本犯が重罪または軽罪であることを知っていると、贓物隠匿に対し、調整を経た刑罰を定める目的で、第305-3条を現行法の文言へ書き換えることを目的とする修正案である。他方、現行法の有益な規定として、行為者が認識している加重事情のみに限定して、本犯に付されている刑罰を加重する場合を考慮することになろう。

逆に、条文編成のため、本委員会は、上記の場合に本条が提案している、10年の懲役の特別刑を取り入れないことを要請する。

第305-3条の後に追加される条項〔累犯〕

本委員会は、第305-3条の後に、修正案を採択するよう要請する⁽⁶⁾。それは、贓物隠

(4) 修正後の本条の文言は、以下のとおりである。

第305-2条「贓物隠匿が常習的にまたは職業活動の遂行によって得られた能力を用いて行われた場合、刑は10年の拘禁刑および5,000,000フランに及ぶ。」

(5) 本条は全面的に書き改められた。新しい文言は以下のとおりである。

第305-3条「贓物を生じさせた本犯が、第305-1条または第305-2条の適用により科される拘禁刑より長期の自由剥奪刑で罰せられているとき、贓物犯人は、その者が認識していた本犯に付されている刑罰で罰せられ、本犯に加重事情がある場合にはその者が認識していた事情に限り、それに付される刑罰で罰せられる。」なお、第2項は削除。

(6) 追加条項の文言は以下のとおりである。

匿が、累犯に関して、物を獲得する原因となった本犯と同一の罪とみなされるということとを定める本法案の第305-8条の規定—これは現行法を取り入れたものである—を取り入れることを目的とする。

本条は、本犯の成功に決定的なものとして本罪が寄与すると認めることを目的として、本犯と本罪についての新たなみなし規定である。

第305-4条の前に追加される節

上述の理由から、本委員会は、追加的な節を組み込む修正案を提示する⁽⁷⁾。

第305-4条の前に追加される条項〔みなし贓物隠匿〕

本委員会は、第305-4条の前に、1987年11月30日の法律に由来する現行法の規定を取り入れる追加条項を組み込むための修正案を採択するよう要請する⁽⁸⁾。

同居する未成年者が他人の財産に対する重罪または軽罪に常習的に従事した場合、この者に対して権限を有する者が、自己の生活に応じた資金の出所を証明できない行為は、贓物隠匿とみなされ、単純贓物隠匿について定められた刑罰で罰せられる。

本規定は、實際上、少年犯罪との闘争のために有用である。

本規定は、重罪および軽罪—後者は、本委員会の提案によれば、刑法典第2部で審議されていた—を実行することを未成年者に教唆する行為を処罰する新刑法典第2部の規定に関連することは留意されるべきであろう。

第305-4条、第305-4条の後に追加される条項および第305-5条〔販売されまたは交換される中古物の記録〕

第305-5条は、1987年11月30日の法律の規定を取り入れた。同法が定められたのは、本法案が起案された時点であり、本法案は、中古の動産の販売および交換を業とする者は、自ら取得しもしくは所持する動産の記録義務を負うことを定める。

したがって、本条は、例えば、盗品が「ノミの市」のような古物市の仲介によって移転 (dispensés) しないようにすることを目的とする。

本委員会は、本規定が有用であるか否かについて議論しないままにこれを是認するよ

第305-3-1条「贓物隠匿は、累犯に関して、贓物を生じさせた罪と同一の罪と看做す。」

(7) 本節の表題は、「贓物隠匿とみなされる犯罪またはその周辺の犯罪」とされた。

(8) 追加条項の文言は以下のとおりである。

第305-4A条「同居する未成年者が常習的に他人の財産に対する重罪または軽罪に従事した場合、この者に対して権限を有する者が自己の生活に応じた資金の出所を証明できない行為は、贓物隠匿に類似する犯罪であり、第305-1条に定める刑で罰する。」

う要請する。

しかし、本委員会は、修正案により、上述の1987年11月30日以降の法律との調整のため表現を修正するよう要請する⁽⁹⁾。第305-4条の後に、上述の追加条項を組み入れることにより、条文の表現を補完することを提案する。これは、現行法と同様に、記録をとり、それを管轄機関に提出するための要件を定めるものである。最終的に、本委員会は、調整のため、第305-5条を削除するよう提案する。

第305-5条の後に追加される節

上述の理由から、本委員会は、追加的な節を組み入れる修正案を提示する⁽¹⁰⁾。

第305-6条〔贓物隠匿についての補充刑〕

本条は、本節に定める贓物隠匿罪の行為者に適用される補充刑のすべてを定める。

補充刑は以下のとおりである。

—重罪に伴う贓物隠匿の場合には10年以下の期間について、その他の場合には5年以下の期間について、公民権ならびに私法上および家族法上の権利の禁止

—遂行中または遂行の機会にあって犯罪を行った場合になされていた公務執行または職業活動もしくは社会活動の禁止。その期間は、重罪に伴う贓物隠匿の場合には無期または有期、その他の場合には5年以下に及ぶ。

—犯罪の実行に用いられた事業所の全部または1もしくは数個の閉鎖。期間については、前項と同じ条件に従い、無期または有期とする。

—公契約からの排除。期間については、同じ条件に従い、無期または有期とする。

—犯罪の実行に用いられもしくは用いられようとした物または犯罪から生じた物の没

(9) 本条はほぼ全面的に書き改められた。新しい文言は以下のとおりである。

第305-4条「①中古の動産、または動産を製造もしくは商取引の対象とする者以外の者から取得した動産を職業活動として販売する者が、コンセリュ・デタのデクレに定める要件に従い、販売または交換の目的で取得または保管する物を記載し、かつそれらの物の確認およびその売却または交換を行った者の身元確認を可能にする事項を日々記録することを故意によって怠る行為は、6カ月の拘禁刑および200,000フランの罰金で罰する。

②公署官または裁判所補助吏を除き、公共の場所または公開の場所において、前項に定める物の販売または交換を目的とする催事を企画する者が、コンセリュ・デタのデクレに定める要件に従い、売主の身元確認を可能にする事項を日々記録することを故意によって怠る行為は、前項と同一の刑で罰する。

③第1項に定める職業活動が法人によって行われる場合、または第2項に定める催事を企画する者が法人である場合、記録の義務は、その法人の取締役が負う。」

(10) 本節の表題は、「自然人に適用される補充刑および法人の刑事責任」とされた。

収。ただし、還付の対象となる物を除く。

本委員会は、本条をその原則について採択するよう要請するが、ただし、上述の、章の再構成と、そこから生じる新しい条文表記を考慮にいたした条文表現を新しくすること、および本章に定める贓物隠匿のすべての場合に滞在禁止の補充刑を付け加えることを前提とする⁽¹¹⁾。

第305-6条の後に追加される条項〔滞在禁止〕

贓物隠匿という犯罪現象の重大性は、本罪が財産に対する数多くの重罪または軽罪を成功させるための主要な条件である点にあり、このため、本委員会は、第305-6条の後に、修正案を採択するよう要請する⁽¹²⁾。この修正案は、常習的贓物隠匿で有罪とされたすべての外国人に対して、国内滞在の禁止の言渡しを定める追加条項を組み入れることを目的とする。

この禁止は、刑法典第2部および第3部で本委員会が提案した、その他の滞在禁止の場合と同様に、無期または10年以下の期間で言い渡すことができる。

第305-7条〔法人の刑事責任〕

本条は、本章に定義する贓物隠匿罪についての法人の刑事責任を定める。

- (11) 原法案中の「第305-1条ないし第305-5条に定める罪」が「本章に定める罪」の表記に代えられ、「次の刑 (peines suivantes) を科す」の語が、「次の補充刑 (peines complémentaires suivantes) をも (également) 科す」に代えられた。

第1号において、「第131-25条の態様に従い」の語が、「第131-25条に定める態様に従い」の語に代えられ、第2号において、「第131-26条に定める態様に従い」の語が加えられたほか、原法案中の「第305-1条、第305-2条、第305-4条および第305-5条に定める場合」は、新しい条文表記に従って、「第305-1条、第305-4A条、第305-4条および第305-4-1条に定める場合」に代えられた。第3号および第4号における条文表記の変更もほぼ同様である。

第7号において、「第131-29条に定める態様による滞在禁止」が新たに付け加えられた。

- (12) 追加条項の文言は以下のとおりである。

第305-6-1条「①フランス国内の滞在禁止は、第305-2条に定める犯罪の一について有罪とされたすべての外国人に対し、無期または10年以下の期間、言い渡すことができる。ただし、外国人のフランスでの入国・滞在に関する1945年11月2日のオールドナンス第2658号第23条以下の適用を妨げるものではなく、同オールドナンス第25条第4号ないし第6号に定める場合の一において、利害関係人が存在する場合はこの限りでない。

②国内滞在の禁止は、刑が満了したとき、有罪判決を受けた者を国境まで移送するものとする。

③有罪判決を受けた者は、第1項にいうオールドナンスの第27条および第28条ないし第35条の規定に服する。」

本委員会は、表現に関する2つの修正案を前提として⁽¹³⁾、修正なしに本条が採択されるよう要請する。

第305-8条〔累犯〕

同じ文言を取り入れるよう提案していた第305-3条の後に追加された条項がすでに示したとおり、本委員会は、修正案により本条の削除を要請する。

(早稲田大学助手・岡上雅美)

第6章 徹底的損壊行為ならびにその他の損壊、毀損および破壊

本章の表題について、本委員会は、表現上の修正案を提案する⁽¹⁾。

第306-1条の前に追加される節

本委員会は、第306-1条の前に、第306-1条と第306-1条の後に追加される2つの条文とを包摂することを目的とし、「人身に危険を及ぼさない徹底的損壊行為ならびにその他の破壊、毀損および破壊」という表題をもつ、第1節を新設する修正案を提出する。

第306-1条〔徹底的損壊行為ならびに財産の破壊、毀損および破壊〕

他人に属する動産または不動産の故意による損壊または破壊の行為は、破壊が軽微である場合を除いて、現行では、3カ月以上2年以下の拘禁刑および2,500フラン以上50,000フラン以下の罰金で罰せられている。

本条は、このような犯罪の定義についていくつもの修正をしている。

まず、損壊および破壊の概念に加えて、徹底的損壊行為(vandalisme)^(1a)と損壊(dégradation)の概念をもうけた。このように文言を増やすのは無用のことのように見

(13) 第2項第2号において、「第131-37条第1号および第8号」が「第131-37条」に代えられ、第3号および第4号が削除された。さらに、第3項において、「第131-37条第2号」が「第1号」に代えられた。

(1) Le vandalisme et les autres destructions, dégradations et détériorations. の語が、*Du vandalisme et des destructions, dégradations et détériorations.*に代えられた。

(1a) vandalisme の語は、5世紀初頭にガリア、南スペイン、北アフリカに侵攻したゲルマンの一部族「ヴァンダル人(vandale)」に由来する。「ヴァンダル人」の呼称は、その後現在に至るまで、戦闘のさなかでまたは無知・悪趣味から行われる芸術品や文化財等の損傷・破壊者を指して、広く用いられるようになった。しかし、現在では、破壊の客体は、芸術品に限らず、すべての公・私有の財物であるとされる。刑法改正作業の過程では、元老院で本報告者リュドロフ氏が、vandalismeを「損害を発生させる徹底的な

えるかも知れない。しかし、本委員会はこれを受け入れた。というのも、とりわけ徹底的損壊行為という概念が、故意により、かつ、むやみに行われる徹底的な損壊または毀損の行為を指す、今日では通用となっている概念として使われており、現実にしっくり適合していると思われるからである。

さらに、拘禁刑は2年とし、現行で適用される刑の上限を維持する。反対に、罰金は200,000フランに引き上げる。

最後に、現行法では、故意による軽微な毀損は、1,300フラン以上3,000フラン以下の罰金および5日以下の拘禁刑で罰せられる(累犯の場合は、拘禁刑は10日以下とされる)第4級違警罪(刑法典第R38条第6号)にあたるが、軽微な破壊についても、上に述べた刑を科すことになる。軽微な破壊を軽罪とするのは行き過ぎのように思われる。したがって、本委員会は、第306-1条から軽微な破壊を除外することを提案する。しかし、ここで示される新しい表現方法は、行為から生じた損害の軽微性に関するものである。実際、破壊は軽微でありうるけれど、破壊された財産の絶対的または相対的な価値からみて、損害は重大であるという場合もありうる。

さらに、表現上の簡素化を提案する。

本委員会は、こうして修正された本条の採択を求める⁽²⁾。

第306-1条の後に追加される条項〔徹底的損壊行為および損壊、毀損または破壊の行為の加重事情〕

現行法は(第434条第2項ないし第5項)、故意による損壊または破壊を加重するいくつかの場合を規定している。

—押し込みを伴う犯罪(1年以上4年以下の拘禁刑および5,000フラン以上100,000フラン以下の罰金)

—裁判官、陪審員または弁護士に対しその行動に影響を及ぼす目的で行われた犯罪、証人、被害者またはその他すべての者に対し、事実の告発、告訴の提出、証言をさせない目的をもってまたは告発、告訴もしくは証言を行ったことを理由として、行われる犯

(systématique)な損壊であり、単なる毀損以上のもの」と定義していた。しかし、国民議会は、vandalismeの意味が不明確であり、「損壊、毀損または破壊」の語に完全に解消できるとして、この語の削除を要求した(以上の記述は、J.O., A.N., Doc., 1991-1992, No2468(1991), p.90ff.による)。現行刑法典でも(もちろん旧刑法典でも)この語は採用されていない。ここでは、以上の経緯を踏まえ、vandalismeを「徹底的損壊行為」と訳出しておく。

(2) 条文末に、「ただし、軽微な損害しか生じなかった場合はこの限りでない。」が付け加えられた。さらに、政府原案で「他人の所有する動産または不動産」となっていたところを「他人の財物」と簡素化した。

罪（刑罰は同じ）

本法案は、次の通り提案する。

— 現行の2つの加重規定を取り入れるが、押し込みに関する第306-4条について行った提案と調整した新しい文言をつくり、かつ、被害者の地位に基づく事情に関して元老院が第2部について行った決定に従うものとする。

— 第3部全体との一貫性を考慮して、新たに2つの加重規定をもうける。

● 正犯または共犯として複数の人が行った犯罪

● 特に脆弱な状態にある人に対して行われ、またはこのような人の状態によって助長された犯罪

このような事情がある場合には、刑は5年の拘禁刑および500,000フランの罰金とする。

本委員会は、第306-1条の後に追加される条文を組み入れるこの修正案を採択することを求める⁽³⁾。

第306-1条の後に追加される条項〔未遂〕

本法案において、第306-1条の定義する軽罪（徹底的損壊行為ならびにその他の損壊、毀損および破壊）の軽罪の未遂を処罰するのは、第306-7条である。

本委員会は、第6章を節に分割することを提案したが、本章第1節に含まれる追加条項において第306-1条の軽罪の未遂を取り扱うことが便宜であろう。

本条は、第306-1条の後に追加される最初の条項において本委員会が検討したような加重的軽罪の未遂をも定める。

（3） 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-1-1条「次に掲げる場合、第306-1条に定める犯罪は5年の拘禁刑および500,000フランの罰金で罰する。

1 数人の者が正犯または共犯として実行したとき

2 年齢、疾病、身体障害、身体的もしくは精神的な欠陥または妊娠による著しく脆弱な状態にあることが明白な者または行為者がそれと認識している者の利益に反して行われたときまたは被害者のこのような状態によって犯罪の実行が容易になされたとき

3 司法官、陪審員、弁護士、公署官もしくは裁判所補助吏または公権力を保持しもしくは公務を担当するその他すべての者の職務または任務遂行における活動に影響を与える目的で、その利益に反して実行したとき

4 証人、被害者または民事当事者が告発、告訴もしくは裁判所において陳述することを妨げるために、または告発、告訴もしくは裁判所において陳述したことを理由として、その利益に反して実行したとき

5 策略、施設破壊または押し込みによって、住居または現金、有価証券、商品もしくは資材の保管場所として用いられもしくはその用途に充てられた場所で実行したとき」

本委員会は、第 2 の追加条項を創設する修正案を採択するよう提案する⁽⁴⁾。

第306-2条の前に追加される節

本委員会は、「人身に対し危険な損壊、毀損および破壊」という表題のついた追加的な第 2 節を創設する修正案を提案する。これは、新設の第306-2-A条(故意によらない犯罪を含む)、第306-2条、新設の第306-2-1条、第306-3条、第306-4条、新設の第306-4-1条(爆発または火事による故意の損壊および様々な加重事情)および新設の第306-4-2条(未遂)をまとめるためのものである。

第306-2条の前に追加される条項〔故意によらない火災〕

刑法典第435条および第437条は、本法案第306-2条以下に相当し、爆発、火災、人身に対する危険を発生させる性質をもつその他すべての手段によって財産を故意に破壊することを処罰する。

したがって、故意によらない損壊は、考慮されない。しかし、そこから財産に対して生じうる大きな損害、およびそこから生じうる人身に対する危険について、本委員会は次のような規定を法案中に組み込む必要があるであろうと考える。それは、火災の発生が法律もしくは規則に定める安全義務または注意義務に違反したこと—これは人身に対する故意によらない侵害を処罰するために刑法典第2部で元老院が取り入れた用語である—から生じたとき、火災によって引き起こされた、故意によらない損壊を処罰する規定である。

刑罰は 1 年の拘禁刑および 100,000 フランの罰金である。

さらに、刑法典第 2 部と同様に、「法律もしくは規則に定める安全義務または注意義務の」故意による違反の場合には、刑の加重が定められている。すなわち、2 年の拘禁刑と 200,000 フランの罰金である。

本委員会は、第306-2条の前に追加条項を組み入れる修正案を採択するよう要請する⁽⁵⁾。

(4) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-1-2条「本節に定める犯罪の未遂は、既遂と同一の刑で罰する。」

(5) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-2A条「①法律または規則に定める安全義務または注意義務を怠り、火災を発生させ、その結果、故意によらずに財産を破壊、毀損または毀棄する行為は、1年の拘禁刑および100,000フランの罰金で罰する。

②法律または規則に定める安全義務または注意義務を故意に怠った場合、刑は2年の拘禁刑および200,000フランの罰金とする。

第306-2条〔人身に対する危険な、故意による損壊、毀損および破壊〕

本条は、若干修正された表現で、爆発、火災または人身に対する危険を生じさせる性質をもつその他すべての手段により、他人の財産を故意に損壊することを処罰する〔刑法典〕第435条第1項の内容を取り入れたものである。

したがって、本罪は、財産の損壊という結果と人の生命または身体の完全性に対する危険の惹起とによって特徴づけられる(つまり、刑法典第2部に定める「危険にさらす罪」とまったく同様に、人身に対する侵害が現実には発生したことを要する)。

本罪に対する現在の制裁は、5年以上10年以下の拘禁刑および5,000フラン以上200,000フラン以下の罰金である。本法案は、同じ重さの自由剥奪刑、すなわち10年の自由剥奪刑を維持した。しかし、元来の刑罰の等級によれば、10年の懲役である⁽⁶⁾。刑法典第1部に関する議会の決定を考慮して、修正案により、10年の拘禁刑に代えるべきである。罰金に関しては、1,000,000フランを上限とする。

別の修正案は、表現上の簡略化を配慮したものである。

本委員会は、以上のように修正された本条を採択するよう要請する⁽⁷⁾。

第306-2条の後に追加される条項、第306-3条および第306-4条ならびに第306-4条の後に追加される条項〔人身に対する危険な損壊、毀損および破壊の加重事情〕

現行法は、人身に対する危険な、故意による損壊の加重事情を以下のように定める。

一 組織集団による犯罪。拘禁刑は、10年以上20年以下(しかし、罰金額には変化がなく、5,000フラン以上200,000フラン以下である)。

一 (司法官、陪審員、証人、被害者など)一定の者に損害を与える犯罪。前の場合と同じ刑罰。

一人の死または永続的な障害を引き起こした犯罪。無期懲役。

本法案第306-3条および第306-4条は、これらの区別を部分的にしか取り入れていない。被害者の資格に基づく加重事情は廃された。3つの場合が定められている。

(6) 新刑法典第1部第131-4条によれば、軽罪の刑罰のうちもっとも重いものは、10年の「拘禁刑」であり、それ以上の長期にわたる刑は、(重罪の)「懲役」と呼ばれる。しかし、旧刑法典によれば、重罪と軽罪の刑罰の境目は、5年であり、5年以上20年以下の刑罰を重罪刑とし、2カ月以上5年以下の刑罰を軽罪刑としていた(第18条および第40条)。したがって、総則において、刑罰の等級が重い方向にずれたことに伴い、旧刑法典下で10年の刑に対する呼称であった「重罪の懲役(réclusion criminelle)」は、新刑法典において「(軽罪に対する)拘禁刑(emprisonnement)」に代えられる必要があったわけである。

(7) 政府原案で「他人の所有する動産または不動産」となっていたところを「他人の財物」と簡素化した。

—組織集団による犯罪。つねに20年の懲役および1,000,000フランの罰金（第306-3条）。

—身体の一部喪失または永続的な障害をもたらした犯罪。30年の懲役および1,000,000フランの罰金（第306-4条第1項）。

—他人の死を生じさせた犯罪。無期懲役および1,000,000フランの罰金（第306-4条第2項）。

本委員会は、被害者の資格に基づく加重事情を再び定律することを提案するのではないが、人身に危険でない破壊に関する加重事情を定めるよう要請した。この事情は、破壊行為者が被害者に圧力をかける傾向があるという事実から正当化される。しかしまた、破壊が人身に対して危険である場合も取り入れることができる。しかし、本委員会は、とくにこの場合、犯罪から生じた人身に対する侵害の性質に基づく一連の加重事情を創設するのが望ましいと考える。被害者が裁判官、陪審員などである場合のその他の加重事情の競合は、不必要に複雑である。

そこで、本委員会は、4つの修正案を提案する。これらは、本法案の規定の論理に従うものであるが、人身に対する侵害の性質に基づく付加的な事情によって、これを補完するものである。これらの加重事情は、刑法典第2部に定める段階づけと一致して定められるものであり、例えば盗取および強要につき、第3部でもすでに取り入れられている。

したがって、まず第1に、第306-2条の後に追加される条項を創設し、同条では、犯罪の結果が、8日以下の単なる労働不能状態を引き起こした場合—これは政府提出法案の取り入れなかった場合である—、本罪は、15年の懲役および1,000,000フランの罰金で罰せられる。さらに、その場合、保安期間の適用が義務づけられると定める⁽⁸⁾。

第306-3条は、次の場合、本罪を20年の懲役および1,000,000フランの罰金で処罰する。

—組織集団によって行われた場合。これは本法案と一致する。

—8日以上労働不能状態を引き起こしたとき。これは本法案には存在しなかった。

さらに今回、必要な保安期間が定められる⁽⁹⁾。

(8) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-2-1条「①第306-2条に定める犯罪が、8日以下の完全労働不能状態を引き起こしたとき、15年の懲役および1,000,000フランの罰金で罰する。

②保安期間に関する第132-21-1条第1項および第2項は、本罪に適用する。」

(9) 本条は、ほぼ全面的に書き換えられた。新しい文言は、以下のとおりである。

第306-3条「①次に掲げる場合、第306-2条に定める犯罪は、20年の懲役および1,000,000フランの罰金で罰せられる。

1 組織集団によって実行したとき

2 8日を越える完全労働不能状態を引き起こしたとき

②保安期間に関する第132-21-1条第1項および第2項は、本罪に適用する。」

第306-4条は、本法案の文言と同じく、犯罪が身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした場合、これを30年の懲役および1,000,000フランの罰金で罰する。しかし、さらに、現行法と同じく、必要な保安期間が定められた⁽¹⁰⁾。

第306-4条の後に追加される条項は、政府提出法案と同様に、本罪が他人の死を引き起こした場合に、これを、無期懲役および1,000,000フランの罰金で罰するために創設されたものである。しかし、さらに今回、本委員会は、現行法と同じく、必要な保安期間を定めることを要請する⁽¹¹⁾。

本委員会は、以上の修正を加えた第306-3条および第306-4条、ならびに第306-2条の後に追加される条項および第306-4条の後に追加される条項を組み入れる修正案を採択するよう要請する。

第306-4条の後に追加される条項〔未遂〕

本法案は、第306-2条に定める犯罪の未遂を処罰する特別の規定を、これが重罪であるために定める必要がなかった。

刑法典第1部において議会が行った、刑罰の等級の修正を考慮して、本罪は、現行法と同じく、再び軽罪(上述の第306-2条を参照)となった。したがって、未遂が可罰的であると明文で定める規定を取り入れることが必要となった。

これが、第306-4条の後に追加される第2の条項を創設するために本委員会が提示する修正案の目的である⁽¹²⁾。

第306-5条の前に追加される節

本委員会は、第306-5条の後〔前?〕に追加される、「損壊、毀損および破壊を行う旨の脅迫」という表題の節を取り入れる修正案を採択するよう要請する。この分割のための新たな節は、本法案起草者の不作為を埋め合わせるための3つの追加条項を含む。

(10) 本条第1項については、「重罪(crime)」の語が「犯罪(infraction)」に改められただけであるが、第2項が新たに追加された。新しい文言は、以下のとおりである。
第306-4条第2項「保安期間に関する第132-21-1条文第1項および第2項は、本罪に適用する。」

(11) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-4-1条「①第306-2条に定める犯罪が他人の死亡を引き起こした場合、無期懲役および1,000,000フランの罰金で罰する。」

②保安期間に関する第132-21-1条第1項および第2項は、本罪に適用する。」

(12) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-4-2条「第306-2条に定める軽罪の未遂は、既遂と同一の刑で罰する。」

第306-5条の前に追加される条項〔損壊、毀損および破壊を行う旨の脅迫〕

現行法(刑法典第305条)は、人身または財産に対する侵害を行う旨の脅迫を処罰する。

新刑法典法案は、第2部(第222-16条および第222-17条)において、人身に対する侵害を行う旨の脅迫を充分検討していたならば、この第3部で財産に対する侵害を行う旨の脅迫を処罰しなくてよかったのである。

現行法では、手段の如何を問わず、財産に対するあらゆる侵害を行う旨の脅迫は、5年以上の拘禁刑で罰せられるが、何らかの条件を果たすという命令を伴う場合、3カ月以上2年以下の拘禁刑および1,500フラン以上20,000フラン以下の罰金で処罰されている。

本委員会は、現行規定を取り入れることは提案しない。

まず第1に、脅迫の客体として財産に対するあらゆる侵害を掲げる必要はないと思われる。例えば、窃盗を行う旨の脅迫はまったく想定し得ない。本委員会は、したがって、もっぱら検討されると思われる損壊、毀損および破壊を行う旨の脅迫のみに言及することにより、本罪をよりよく限定することを要請する。

なにより、人身に対する侵害を行う旨の脅迫に関し、元老院は、第2部の審議過程で、(政府原案と一致して)同じ条件で脅迫を処罰することを決定した。

本委員会は、ここでこの立場を確認するよう要請する。

したがって以下の条項を組み入れることを提案する。

—第1の追加条項は、人身に危険でない損壊を行う旨の単なる脅迫を3カ月の拘禁刑および25,000フランの罰金で処罰し、爆発、火災、人身に対する危険を生じさせる性質をもつその他すべての手段による破壊を行う旨の単なる脅迫を6カ月の拘禁刑および50,000フランの罰金で処罰する⁽¹³⁾。

—第2の追加条項は、脅迫が何らかの条件を果たすという命令を伴う場合、刑を加重する⁽¹⁴⁾。

—前条で検討された第1の場合において、刑罰は、1年の拘禁刑および100,000フラン

(13) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-5A条「①第306-1条に定める犯罪を行う旨の脅迫は、3カ月の拘禁刑および25,000フランの罰金で罰する。

②第306-2条に定める犯罪を行う旨の脅迫は、6カ月の拘禁刑および50,000フランの罰金で罰する。」

(14) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-5B条「①第306-5A条第1項に定める脅迫が何らかの条件を果たすことの命令を伴う場合には、1年の拘禁刑および100,000フランの罰金で罰する。

②第306-5A条第2項に定める脅迫が何らかの条件を果たすことの命令を伴う場合には、3年の拘禁刑および300,000フランの罰金で罰する。」

の罰金に及ぶ。

—第2の場合、刑罰は3年の拘禁刑および300,000フランの罰金となる。

本委員会は、第306-5条の前に追加されるこれら2つの条項を組み入れる修正案を採択した。

第306-5条の前に追加される条項〔虚偽情報〕

刑法典第308-1条は、重罪の刑罰に当たる、人または財産に対する危害を信じさせる目的で、偽りであることを知っている情報を提供または流布した者を2か月以上2年以下の拘禁刑および2,000フラン以上30,000フラン以下の罰金で罰する。

本法案第2部(第224-7条)は、虚偽情報の特別な場合のみを定める規定をもち、航空中の航空機の安全を危うくする虚偽情報に関する第462-1条という別の条文を取り入れた。

逆に、第308-1条のより一般的な規定は、人身に対する危害を信じさせることを目的とする情報に関する第2部においても、財産に対する危害を信じさせることを目的とする情報に関する第3部においても、法案起草者はこれを取り入れなかった。

この最後の場合を取り入れるために、本委員会は追加条項を組み込むことを提案する。これは、人身に対する危険な損壊、毀損および破壊、すなわち本章第2節に定める犯罪が行われるであろうと信じさせる目的での虚偽情報を2年の拘禁刑および200,000フランの罰金で処罰する。

本委員会は、第306-5条の前に追加される本条を組み入れる修正案を採択するよう要請する⁽¹⁵⁾。

第306-5条の前に追加される節

本委員会は、第306-5条の前に追加される第4節を創設するための修正案を提案する。これは、「自然人に適用される補充刑および法人の責任」という表題をもち、第6章の最後の数カ条をまとめることを目的とする。

第306-5条〔自然人に適用される補充刑〕

本条は、徹底的損壊行為または損壊、毀損および破壊で有罪とされた自然人に適用される補充刑を列挙する。

(15) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-5C条「人に危険を及ぼす破壊、毀損または毀棄が実行されようとしていることを誤信させる目的で、虚偽の情報を伝達または広める行為は、2年の拘禁刑および200,000フランの罰金で罰せられる。」

—公民権および私法上ならびに家族法上の権利の禁止。本委員会は、調整のための修正を提案する。

—遂行中または遂行の機会にあつて犯罪を行った場合になされていた公務執行または職業活動もしくは社会活動の禁止。政府原案は、人身に対する危険かつ故意による損壊である場合、禁止〔期間〕を無期または有期（5年以上）とし、人身に危険でない、故意による損壊の場合5年以下であると定める。本委員会は、故意による危険な損壊の場合にのみ、禁止〔期間〕を無期とすることを提案する。故意による危険でない損壊の場合のみならず、故意によらない火災、損壊の脅迫、虚偽情報の場合にも、禁止〔期間〕は5年以下となる。

—5年以下の期間、武器の所持または携帯の禁止。

本委員会は、人身に危険な、故意による損壊の場合に滞在禁止を言い渡すことを可能とする、この一覧を補完するよう要請する。現行法（刑法典第44条最終項）はこのような場合に滞在禁止を定める。

本委員会は、以上の意見すべてを考慮した2つの修正案により修正された本条を採択するよう要請する⁽¹⁶⁾。

第306-5条の後に追加される条項〔フランス国内の滞在禁止〕

元老院が刑法典第2部全体において決定したように、そして本委員会が第3部前章で提案したように、国内滞在の禁止は、もっとも重大な犯罪で有罪とされた外国人に対して言い渡されるべきである。

さらに、本章での適用を定めるため追加条項が提案された。加重事情を伴った、人身に対する危険な、故意による損壊（第306-2-1条ないし第306-4-1条）すなわち重罪の性質をもつ、故意による危険な損壊で有罪とされた外国人に係わるものである。

(16) 「第306-1条ないし第306-4条に定める犯罪(des infractions)」の語が、「本章に定める犯罪の一(*l'une des infractions*)」に代えられ、「次の刑(*peines suivantes*)を科す」の語が、「次の補充刑(*peines complémentaires suivantes*)をも(*également*)科す」に代えられた。

第1号および第2号において、「第131-25条に定める(刑)」の語が、「第131-25条に定める態様に従い、」に代えられた。さらに第2号では、追加条項が新設されたのに伴い、条文の表記が変更された。

さらに、第4号が追加された。その文言は以下のとおりである。

第306-5条第4号「第306-2条ないし第306-4-1条に定める場合、フランス国内の滞在禁止。この禁止は、第131-29条に定める態様による。」

本委員会は、第306-5条の後に追加される本条を組み入れる修正案を採択するよう要請する⁽¹⁷⁾。

第306-6条〔徹底的損壊行為、損壊、毀損または破壊に対する法人の刑事責任〕

本条は、法人の刑事責任が第6章に定めるすべての犯罪について認められることを定める。

罰金のほかに科せられるのは、無期または5年以下の期間、職業活動の禁止または社会活動の禁止である。

本委員会は、刑法典第1部および本章で行うよう要請された修正との調整を行う修正案に与する⁽¹⁸⁾。

本委員会は、以上の修正を加えた本条を採択するよう要請する。

第306-7条〔未遂〕

本条は、第306-1条（徹底的損壊行為または人身に危険でない損壊）に定める犯罪の未遂が可罰的であると定める。

本委員会は、すでに第306-1条および第306-4条の後に追加される条項において、本章第1節および第2節に定める軽罪の未遂を検討するよう要請した。

結論的に、本委員会は、本条を削除する修正案を提示する。

（早稲田大学助手・岡上雅美）

(17) 追加条項の文言は、以下のとおりである。

第306-5-1条「①第306-2-1条ないし第306-4-1条に定める犯罪の一について有罪とされたすべての外国人に対し、無期または10年以下の期間、フランス国内の滞在禁止を言い渡す。ただし、外国人のフランス入国および滞在の条件に関する1945年11月2日のオールドナンス第2658号第23条以下の適用を妨げない。また、当事者が同オールドナンス第25条第4号ないし第6号に定める場合の一にあたる場合を除く。

②国内滞在の禁止は、有罪判決を受けた者の刑が満了したときに、当然にその者を国境まで移送する。

③有罪判決を受けた者は、上述1945年11月2日オールドナンス第2658号の第27条、第28条および第35条の2に服する。」

(18) 本章で追加条項が新設されたのに伴い、条文の表記が変更された。

第 7 章 情報処理に関する犯罪

第307-1 条ないし第307-8 条〔情報処理に関する不正行為〕

これらの条文は、情報処理に関する不正行為と呼ぶべきものを罰する規則の総体である。

これらの条文は、それに関する完全な規定をフランス法の中に導入した1988年1月5日の法律より前に起草されたものであるが、そこで取られた解決法とはかなり異なるものである。

しかしながら、本委員会は、その時採択された法文を受け継ぐための修正案を何も提案しない。

本委員会は、結局、情報処理に関する問題は、特別刑法に関する新刑法典の第5部の枠内で取り扱われるべきだと考える。

また本委員会は、すでに第2部の検討の際、そこに含まれていた氏名に関する情報の保護に関する規定を、同じ〔第5〕部に移すことを要求していた、ということにも留意すべきである。

したがって、本委員会は、9個の修正案によって、「第6章〔第7章の誤り?〕」の創設およびこの第3部の第307-1 条ないし第307-8 条の規定を削除するように求める⁽¹⁾。

(湘南工科大学助教授・上野芳久)

第 8 章 凶徒結集への参加

第308-1 条ないし第308-3 条〔財産に対する重罪を準備する目的で結成された凶徒結集〕

第308-1 条は、財産に対する1または数個の犯罪を準備するために設立された凶徒結集を定義し処罰する。科される刑罰は、10年の懲役および1,000,000フランの罰金である。

第308-2 条は、「中止犯 (repentis)」に刑を免除する。

第308-3 条は、第308-1 条に定める犯罪について有罪とされた自然人に適用される補充刑を列挙する。公民権ならびに私法上および家族法上の権利の禁止、公務執行または職業活動もしくは社会活動の禁止、滞在禁止である。

(1) その後、本章の規定の大部分は復活し、新刑法典では、財産犯に関する第3部の「第2編 財産に対するその他の侵害」の中に、損壊罪の直後の「第3章 データの自動処理システムに対する侵害」罪として、置かれている。

これらの条文のそれぞれについて、本委員会は、修正案を提示する⁽¹⁾。ここで提案される修正点は以下の通りである。

一人に対する一定の犯罪を準備するために創設された凶徒の結集に関する、刑法典第2部の第228-1条ないし第228-3条との表現上の調整について

—議会在、刑法典第1部で軽罪についての自由剥奪刑の上限を10年に定めたこととの調整について

—最後に、重罪を準備するためになされた謀議だけでなく、10年の拘禁刑で罰せられる、財産に対する軽罪を準備する謀議もまた、凶徒の結集であると考えられる。このような概念の拡大は、人に対する犯罪の場合における凶徒の結集に関して、刑法典第2部で行われたものと同一である。

本委員会は、以上の修正を加えた第308-1条、第308-2条および第308-3条を採択するよう要請する。

（早稲田大学助手・岡上雅美）

（1） 語順が倒置形に書き改められたほか、「1または数個の重罪」の後に「10年の拘禁刑で罰せられている財産に対する軽罪の1または数個」が加えられた。それに伴い、原法案で「重罪(crime)」と表記されてきた箇所が、軽罪をも含む概念である「犯罪(*infraction*)」に改められた。